

重点要望

1、コロナ禍をふまえた区政運営に転換を

(1) 行財政について

1. 新型コロナウイルスの影響を口実に、区民施策の削減を行わないこと。
2. 基金への積み立て優先をやめること。
3. 現金給付事業をさらに拡充すること。
4. 国保年金課や福祉事務所の窓口委託、及び事業の民間委託の拡大を行わないこと。
5. 生活権を奪う差押えは行わないこと。

(2) 職員に関して

1. 職員定数のあり方について、コロナや自然災害などの緊急事態の対応や特定事業主行動計画の目標達成をふまえ、必要な人員を増やすこと。
2. 職員の恒常的超過勤務や長時間労働の解消、不払い残業をなくすこと。
3. 職場並びに管理職の男女均等配置の方針を持つこと。

(3) まちづくりについて

1. 大山のまちづくり・ＪＲ板橋駅・上板橋駅南口・高島平グランドデザインの再開発事業は見直し、コロナが収束するまで立ち止まること。収束後改めて、住民参加を前提にし、コロナ禍の経験も踏まえ、街や住宅のあり方を再検討すること。

(4) 公共施設の再編整備計画について

1. 旧保健所の再整備計画の先送りによって、行政運営が滞ることの無いよう、必要な執務スペースの確保及び職員の配置を行うこと。
2. 公共施設の再整備計画（エリアマネジメントおよび旧高七小周辺の公共施設）については、需要に見合った計画に改めるため、区民参画で計画を見直すこと。また、旧高七小跡地の UR 及び民間事業者との三者共同による基本構想・基本計画づくりを公開し、住民参加で進めること。
3. いこいの家については、全廃とせず、介護予防や交流拠点として活用するなど、あり方を区民参加で検討すること。

(5) 住宅政策について

1. 公営住宅の住戸を増やすこと。また、住宅の間取りについて、1DKを2DKへ改善すること。
2. 『板橋区営住宅再編整備基本方針』について、坂下・仲宿住宅の整備計画を受けて見直し、戸数を増やさない方針は撤回すること。
3. 民間賃貸住宅居住者への家賃助成を行うこと。
4. 区営住宅について、生活支援員を配置すること。
5. 空き家や空き室を借り上げ、低廉な家賃で居住できるよう公営住宅として提供すること。

2、分野別の政策について

(1) ジェンダー平等を進める取り組みについて

1. すべての区民の人権を守り、保障することを区として宣言すること。

2. 公共施設（学校施設含む）の個室トイレに生理用ナプキンを配備すること。
3. 保育施設やあいキッズ、学校施設や集会所等、すべての公共施設について、男女別及び誰でもトイレを整備すること。
4. パートナーシップ条例を早急に制定すること。また、事実婚（同性・異性に関わらず）を選択している区職員（会計年度任用職員を含む）に対しては、婚姻届けを提出した場合と同等の権利（休暇等）が与えられるようにすること。

（2）生活保護利用世帯および低所得世帯への支援について

1. 新たな福祉事務所や支所を設置すること。
2. エアコンの使用に伴う電気代の軽減のために夏季加算を法外援護事業として実施すること。

（3）障害児者の福祉施策について

1. 医療的ケア児を含む総合的な児童発達支援センターの設置を行うこと。
2. 障害者総合支援制度におけるサービスについては、本人非課税まで無料とすること。
3. 福祉就労施設の工賃を抜本的に引き上げられるよう支援すること。
4. 区として精神障害者・知的障害者を雇用するために、各課の職員体制を強化すること。
5. 「親亡きあと」の対策として区内に入所施設、重度重複のグループホーム、緊急一時保護施設を設置すること。また赤塚ホームを重度重複児者が利用できるよう、人の配置を増やすために必要な指定管理料の引き上げを行うこと。
6. 区立福祉園の民営化を行わないこと。

7. 職員の研修を補償し、専門性が高められるよう支援すること。
8. 発達障害者支援センターについて、日曜日の利用が可能となるよう職員の配置、予算の確保を行うこと。
9. 就学前の療育施設に通所している障害児の給食費を無償とすること。

(4) 医療・介護について

1. 国民健康保険料を引き上げないこと。また、子どもの均等割り保険料をなくすこと。
2. 高齢者や障害者の福祉現場で働く人を確保するために、人材育成事業として職員の処遇改善や研修費の助成などを拡充すること。
3. ホームヘルパーの派遣など介護保険外の施策を実施すること。
4. 居宅での家族介護に対し、家族介護手当などの支援策を実施すること。
5. 重度及び低所得者が利用できる区立特別養護老人ホームは民営化しないこと。
6. 第8期介護保険事業計画期間において、介護保険料の引き下げを行うこと。

(5) 子育て支援について

1. 子どもの権利条約を踏まえ、板橋区として子どもの基本的権利を掲げた『板橋区子どもの権利条例』を制定すること。また、制定にあたっては子どもの意見を聞き反映すること。
2. 区立保育園の民営化及び廃止方針を撤回すること。
3. 認可保育園の新增設を中心とした待機児童対策を実施すること。
4. 認可保育園の保育料の引き下げを図ること。認証保育所保育料への助成制度は、認可保育園保育

料との差額補助とすること。

5. あいキッズは、学童機能と全児童対策を分けて実施し、必要に応じて連携する運営に改めること。

6. 児童館は、児童厚生施設としてふさわしく、0歳から18歳までのすべての児童・生徒を対象とし、発達・成長段階に応じた、事業の充実を図ること。

7. 家庭福祉員を含め、特に小規模な保育施設に対し、定員未充足分への補償を定員に達するまで行うこと。

8. 児童相談所を含む(仮称)子ども家庭総合支援センターの体制について、相談員一人当たりの件数を20件以下に下げ、きめ細かな対応が行えるよう、正規職員をさらに増員すること。

9. 18歳までの医療費の無料化を実施すること。

10. 子育て施設における感染症予防対策のため、現状以上にスペースを確保し、人員の増配置、衛生品の確保等を行うこと。また、臨床心理士などのカウンセラーを児童館・保育施設・幼稚園に派遣すること。

(6) 教育環境の充実について

1. 学校教育にかかる保護者負担を把握し、負担軽減をはかること。特に、学校給食費は無償化すること。

2. 学校施設改修について、実施計画の件数及び対応校を増やすこと。また、給食調理室のトイレ洋式化について、実施計画を策定し、早急に改善すること。

3. 志村小学校は現地で建て替えること。また、学校の統廃合を行わないこと。

4. 教職員の超過勤務を解消することや負担を軽減し、子どもたちの教育環境改善のために30人学

級を実施し、教職員の増員をはかること。

5．教職員の变形労働制を導入しないこと。

6．特別支援教室の巡回指導を充実させるため、複数教室の確保、教員及び補助教員の増員を図ること。

7．特別支援教室の教員配置を12対1とせず、現行の10対1を維持し、教員の負担や教育の質の低下につながらないようにすること。

8．特別支援教室、特別支援学級の担任、担当の教員に対し、障害児の発達、障害別の特性など、専門性をきちんと兼ね備えた教員配置ができるよう、職員研修の強化、人材育成の強化をはかること。

9．子どもの数が増えている状況や過密・過大校対策、あいキッズ活動室や特別支援教室の確保などを踏まえた「魅力ある学校づくりプラン」とし、全学年での35人学級を前倒しで実施すること。

10．各学校に1名以上のICT支援員を配置すること。

(7) 産業支援について

1．区内の中小零細事業者への生活実態も含めた悉皆調査を区職員が行い、政策に反映させること。

2．小規模事業者登録制度について、登録事業者を増やし、受注の拡大を図ること。

3．住宅リフォーム助成、商店リニューアル助成を検討、実施すること。

4．公契約のもとで働く労働者の賃金が適正に支払われるよう、公契約条例を制定すること。

5．区内公衆浴場の菖蒲湯等のイベントへの補助金を増やすこと。

6．東京都公衆浴場地域交流拠点事業について、都の要領に合わせて38万円に引き上げて予算化すること。

(8) 災害対策について

1. 災害対策基金を予防対策に活用すること。
2. 避難所について、一人当たりスペースを 1.65 m²から 4 m²に段階的に引き上げる計画を策定し、必要な避難所を新たに増やすこと。また、LGBTQ の方など、すべての人が安心して避難できるよう環境を整えること。

(9) 環境について

1. 地球温暖化防止条例を制定し、『新エネルギー・省エネルギー普及啓発事業』を復活すること。
2. アスベスト飛散防止条例を制定し、アスベスト除去工事への助成制度を創設すること。

(10) 文化・スポーツについて

1. 集会施設や文化施設及び体育施設の利用料金を引き下げること。
2. 区内文化団体への支援を拡充し、区民が文化に触れる機会を拡大するため、公演の場を拡充すること。また、公演に対する助成を行うこと。
3. 区立体育施設における区民の利用枠を拡大すること。
4. 区立の文化施設について、利用者の要望を踏まえ、音響機器などの改善をはかること。また、文化会館小ホールについて、防音設備を強化改善し、大会議室及び練習室の利用制限にならないようにすること。
5. 文化会館・グリーンホールの運営については、区としてノウハウや専門性を向上できるよう職員

を育成すること。また、区民の文化活動の場を拡充すること。

(1 1) 平和について

1. 核兵器禁止条約発効の意義を踏まえ、核廃絶に向けた取り組みや平和事業を強化すること。
2. 区の実施する事業における自衛隊との連携については見直すこと。
3. 中学生平和の旅事業について、新年度も予算化すること。また、派遣を沖縄へも拡大すること。

以上

1. ジェンダー平等・すべての区民の人権守り、 区民参加・住民自治を貫く、行財政運営に

【国・東京都への要望】

1. マイナンバーカードに関わる個人情報の利活用について、本人の承諾を前提にすること。安全性が担保されない状況での利用範囲の拡大をやめること。

【区に対して】

(1) 職員に関すること

1. 人事委員会に対して公民比較基準である事業者規模従業員 50 名以下を見直し、従業員 1000 名以上に引き上げるよう求めること。
2. 管理職の勤務実態調査を行ない、職務のあり方を見直すこと。
3. 政策決定部署への女性職員の配置を高めるため、目標を設定すること。
4. 女性管理職の割合を目標値の 25% に引き上げるために、日常業務における育成・登用を積極的に図

ること。また、係長職含め、管理職ポストを増やすこと。

5. 男性職員の育児休暇取得を前提とした職員の定数管理を行うこと。

6. スクールソーシャルワーカーや社会教育指導員、学校や保育園の栄養士等、常勤化している非常勤職については、正規化を検討すること。

7. 土木事務所の一部委託をやめ、正規職員を増やすこと。

8. 職員定数について、職員の時間外労働の是正、女性管理職の登用、男性職員の育休取得促進、年齢や経験年数の平準化、災害時の対応などを踏まえ、適正な配置となるよう改善すること。また、欠員が生じないよう余剰人員を確保すること。

9. 人事課の業務範囲を見直し、人材育成や研修を担う部署を新設すること。

(2) 公共施設整備について

1. 公共施設整備計画について、説明会の開催だけでなく、関連事業の経費含む情報公開の徹底と計画策定への区民参画で進めること。

2. グリーンホールは区民への貸し出し施設として、本来の役割を果たすこと。また、子ども家庭支援センター移設後の利用については、保育室付き会議室を整備すること。

3. 旧保健所跡地活用について、行政需要の必要量を積算し、役割や機能に相応しい面積を確保すること。

4. 保育園や特養ホーム、障害者施設など、行政需要の高い施設の整備に向けて、公有地を積極的に活用し、民有地の活用について、情報収集を行うこと。

5. 旧高島第七小学校周辺の公共施設は、学校跡地を含め、現在の地区に整備すること。また、高島平

区民館のホールなどの施設の維持補修や緊急補修を、計画の検討を理由に後回しにしないこと。

6. 使用料・手数料の算出方法について、施設の減価償却費を含まないよう、改めること。

7. 施設整備に際し、ジェンダー平等の視点を持った設計とすること。

8. 学校施設含め、公共施設の個室トイレに生理用品を配備すること。

(3) 契約について

1. 公共発注の量を増やし、契約にあたっては区内業者優先を貫くこと。

2. 公共工事において、適正な賃金確保と社会保険への加入を確実にするため、確認書の提出を求めること。また、下請け企業の区内業者割合を引き上げること。

3. 入札が不調とならないよう、予定価格を精査すること。また、入札時期についても年度間の平準化を図ること。

4. 小規模事業者登録制度について、各課の制度活用状況を公開すること。また、指定管理者制度導入施設及び委託事業者についても活用を促すこと。

(4) 区民参加・情報公開について

1. 審議会等会議体において、公募区民枠を拡大すること。また、女性委員の割合を区の目標数値 40 % まで引き上げること。

2. 区民への負担増やサービス低下につながるような計画は、区民や関係者への説明会のみならず区民参画を前提とし施策に反映させること。なお、説明会は回覧、掲示板、当該地にポスターを貼る周知を徹底すること。

(5) 区の事務事業の外部委託について

1. 行政評価について、「全て」の指定管理者制度導入施設の結果を公開すること。
2. 指定管理者制度導入施設における自然災害・事故対応マニュアルを公開すること。
3. 指定管理者再委託先の企業名を明らかにして、区内業者の採用を80%以上とすること。
4. 指定管理者制度導入施設を、指導・監督・管理する職員体制を増員すること。
5. 選定におけるプロポーザルのあり方について、事業の主旨に沿った内容となるよう、一律的な選定項目としないこと。
6. 官製ワーキングプアを防ぐため、雇用契約に関する基準を定めること。

(6) 区政運営について

1. 総合教育会議では、教育内容に踏み込むことなく、教育環境の改善に向けた議論をすすめること。
2. 予算編成方針における『スクラップアンドビルド』『サンセット方式』について、再検討すること。
3. 男女平等・ジェンダー平等社会の実現を目指すことを区政の柱に据えて、あらゆる分野で施策を盛り込むこと。
4. パートナリシップ条例を早急に制定すること。

2. 被害の最小化、予防を第一に、災害に備える

【国・東京都に対して】

1. 病院や大規模集客施設をはじめ宅地を含めたすべての住宅の耐震診断と耐震補強を計画的にすすめ、そのための財政支援を強化すること。
2. 交通やガス・上下水道などライフライン施設、河川堤防、がけ崩れや土石流など、災害危険カ所の調査・点検をおこない、その結果にもとづき補強や防災対策をすすめること。安全な避難を確保するとともに危険区域の住宅などの移転に対する支援を強化すること。
3. 活断層の評価を含めた事前の防災アセスメントの導入で、災害の危険を無視した開発行為を規制するなど、経済効率最優先でなく防災を重視したまちづくりをすすめること。
4. 災害時、保護者が帰宅できない子どものための保育園・あいキッズ・学校の備蓄物資などの費用を東京都が責任持つこと。
5. 集中豪雨対策として、100ミリ対応について早急に検討すること。
6. 公共施設においての液状化対策を実施できるよう都として財政支援を行うこと。また、私有地についても、調査・対策などの経済的支援を行うこと。
7. 山手通りの区役所から熊野町交差点の間も「特定緊急輸送道路」とすること。
8. 新河岸二丁目など、河川に近い都営アパートの建て替え時には、4階以上に一時避難できるスペースを確保すること。

【区に対して】

I. 災害の予防対策について

1. 局地的豪雨や台風など、風水害への対応強化やコロナなどの感染症対策を視野に入れ、地域防災計画を抜本的に見直すこと。
2. 木造・非木造の耐震助成制度の対象拡大と助成額の増額を行うこと。
3. すべての世帯を対象として「家具転倒防止」器具の取り付けを専門家のノウハウを生かした支援サービスを創設すること。また、「家具転倒防止器具設置助成」の上限額を引き上げること。
4. 感震ブレーカーの設置を促進するため、助成事業を創設すること。
5. 液状化の危険がある地域の公共施設についてはボーリング調査を実施し、必要な対策を講じること。
6. 耐震上、あるいは老朽化している児童福祉施設の改築を緊急に実施すること。また、耐震化は躯体だけでなく、天井、窓ガラスなど非構造部分の耐震化状況を把握し、公民問わず100%対応すること。
7. 区が配布した消火器について、点検と消火剤交換を定期的の実施すること。
8. 局地的豪雨の予防対策を区内全域で抜本的に強化すること。
9. 『防災資器材購入補助金』を新たに実施すること。
10. 区民の防災士受講料の助成を実施すること。
11. 自動消火装置の助成制度を実施すること。
12. 出水時の地下施設対策に対する費用を助成すること。

II. 災害後の対策について

1. 透析患者の避難体制、被災後の支援について検討すること。
2. 広域及び長期停電への対策を図ること。
3. AEDの設置場所について、コンビニエンスストアなど24時間出入りできる場所や小中学校でも

外付けするなど、活用の拡大を図ること。

4. 福祉避難所を増やし、近隣への避難もできるようにすること。
5. 災害時に、重度障害児者への支援が行えるよう、日常的に障害福祉課と危機管理室、関係機関が連携を取り、支援について協議を行うこと。
6. 「避難行動要支援者名簿」について、愛の手帳4度・精神障害者・難病患者・居宅で介護を受けている人も対象とすること。
7. 『避難行動要支援者名簿』に登録されているすべての人を対象にして、直ちに個別支援計画を策定すること。
8. 首都直下地震を想定し、応急仮設住宅については民間賃貸住宅をはじめ、公共住宅等も借り上げ、仮設住宅の大量確保などの対策について検討すること。また自己所有地や借地の被災者に対し、本設に至るまでの間の自力仮設住宅の建設を援助する制度を検討すること。
9. 避難所については風水害・感染症対策もふまえ、国の指針に沿って「プライバシーの確保拡充」「トイレの洋式化」「エアコンの設置」「防塵マスクを含めた備蓄品の拡充」など、環境整備を進めること。

3. 高齢者福祉の充実を

I. 介護保険制度にかかわって

【国・東京都への要望】

1. 介護保険の利用料については自己負担割合を1割に戻すこと。
2. 自己負担限度額について課税世帯の上限額 37,200 円に戻すこと。
3. 介護保険給付事業に要支援の訪問・通所介護をもどすよう求めること。
4. 特別養護老人ホームの入所基準は必要性があると判断されるすべての要介護者を対象とすること。
5. 補足給付の基準を拡大すること。
6. 介護職員処遇改善交付金については保険料の負担増とならないよう、またその要件の緩和を行うよう、国に求めること。
7. 特別養護老人ホームなどの介護施設の新規設置への土地代補助を復活するよう、引き続き国に求めること。
8. 介護施設の居室費が負担となって、入りたくても入れない実態が広がっています。居室代をなくすよう国に求めること。
9. 地域密着型サービス事業への国や都の財政支援強化を求めること。
10. 地域支援事業への財源割合の拡充を強く求めること。
11. 医療保険と介護保険が併用できるよう、制度の改善を国に求めること。
12. 国・東京都に対して「家族介護」「老老介護」が深刻になっている事態に対し「家族介護手当」の創設を求めること。
13. 介護保険事業に対する国と東京都の支出割合を増額し、保険料の引き上げとならない対策を求める

こと。

14. 都営住宅の建て替え時などにおいて、建物内、あるいは敷地内において介護事業が実施できるよう自治体・地域住民の要望を把握をして支援をすること。

【区への要望】

○第8期事業計画について

1. 区独自の保険料軽減事業の基準を拡充すること。
2. 地域密着型事業については地域格差がみられる。バランスよくどの事業も全地域に配置できるよう、区として土地・建物の確保等への支援を行うこと。
3. 制度の改定を受けて、要介護5まで総合事業の対象となるなど、大幅な改定が予定されていますが、真に必要な介護がきちんと保障できるよう、安易に給付からはずさないこと。

○地域支援事業について

1. 地域包括支援センターへの人的増配置とスペースの確保をはかること。
2. 新しい総合事業における区独自の緩和型の報酬額を国基準にまで引き上げること。
3. 現在受けている介護サービスの水準が、新しい総合事業に移ることで低下することのないよう、一般施策での生活介護の実施など、対策を講じること。
4. 新しい総合事業における事業の受け皿について、区が責任をもってその育成、実態把握を行うこと。
5. 区内の浴場を借りて実施している介護予防事業について、引き続き実施回数の増と諸経費への財源保障のための予算増額を行うこと。

6. 区としてヘルパー養成講座などを実施し、介護現場におけるマンパワーの専門性を高めること。
7. 介護事業、介護予防事業が地域包括支援センターの受託法人に偏っているという問題が指摘されている。区として実態の調査を行い、公正公平となるように是正すること。

○介護給付事業

1. 各事業所で実施している入浴・送迎への独自加算を行うこと。
2. 地域密着型サービス事業の基盤整備に対し、区独自の財政支援を検討すること。
3. 区立特養ホームを整備して緊急を要する待機者への施設整備を図ること。
4. 低廉な費用で生活ができる軽費老人ホーム（ケアハウス）を大幅に増設すること。
5. 障害者が65歳になると、介護保険優先になるため自己負担が増える場合がある。そのために利用抑制が生じていないかどうかの実態把握を行い、負担軽減策を講じるなどして受けるサービスの縮小や削減につながらないようにすること。
6. 介護施設の居室料への独自補助を実施すること。
7. 要介護透析患者の老後対策として透析施設と併設の介護老人福祉施設を増やすこと。

○その他介護保険とかわる施策

1. 社会福祉協議会が実施している「ぬくもりサービス」に対し、区からの補助金を引き上げて、利用料を介護保険事業並みに引き下げること。
2. おとしより保健福祉センターで実施していた「生活支援ヘルパー」制度を復活し、非該当となっている家族や難病患者を対象にすること。

Ⅱ．高齢者の福祉サービスの充実を

【国と東京都への要望】

1. シルバーパス購入額について収入に応じて負担を引き下げよう改善を求めること。また70歳以上の障害者もシルバーパスを利用できるよう改善を求めること。
2. 老人福祉手当や老人医療費助成事業の再開を求めること。
3. 年金の支給開始年齢の70歳への引き上げ、また年金支給額の引き下げ計画の中止を強く求めること。
4. 加齢性に伴う難聴の高齢者に対し、補聴器購入費用の助成を実施するよう求めること。
5. 無年金者に対し、基礎年金を支給すること。

【区への要望】

1. いこいの家の廃止はやめ、高齢者の居場所として内容の充実をはかり存続させること。
2. おとしより保健福祉センターについては、研修事業の実施など人材育成事業の中心となる役割を持たせ、区内の介護の需要にこたえる事業の実施など、現事業をさらに内容の充実をはかり、現在の場所での存続を図ること。
3. 緊急通報システムの利用料を非課税世帯については無料とすること。
4. 福祉タクシー券支給事業を重度の要介護者にも広げること。
5. いこいの家で、引き続き地域のサークル活動の団体及び65歳以上の高齢者が無料で施設使用でき

るようにすること。

6. 大谷口いこいの家を廃止する際の代替策として利用が示された『さくらテラス』はコロナ禍で利用が制限され、一般利用が行えていない。大谷口地域に、公共施設であるいこいの家を設置すること。
7. ふれあい館の指定管理者による運営については、指定管理者の事業だけでなく、利用者が希望する趣味活動などを保障し、一人一人の高齢者の人権を尊重したものとなるよう、指導すること。
8. ふれあい館が有料となったために実績減となった入浴事業と運動室の利用については無料に戻すこと。
9. ふれあい館の宣伝を強化すること。合わせて広報いたばしに各館の魅力を特集に組んで載せるなど、区民への周知を強めること。
10. 高齢の低所得者に対する家賃助成事業を行うこと。
11. サービス付き住宅に区独自の上乗せ家賃助成を行うこと。
12. 敬老入浴事業の年齢基準を 65 歳以上とすること。また回数の拡充を図ること。申請手続きについて、対象となる高齢者全員に申請用紙が配布できるよう改善を図ること。
13. 加齢性的高齢者の難聴に対する補聴器購入費助成の対象を本人非課税まで拡大すること。

4. 福祉・医療・保健衛生のいっそうの充実を

【国・東京都への要望】

1. 生保世帯の生活扶助基準が引き上げとなるよう求めること。またエアコンの電気代などを保障するため、夏季加算を実施するよう求めること。
2. コロナ感染拡大のもと社協で実施している「緊急小口・総合支援の各貸付事業」については、返済免除となるよう、国に対して強く働きかけること。
3. 生活保護世帯への資産調査は、どうしても必要な時のみ実施するよう国に改善を求めること。
4. 同一世帯における生活保護世帯で、子どもの大学進学や資格取得のための就学が保障されるよう、扶助費減額はすべてやめるよう求めること。
5. 後期高齢者医療制度のすみやかな廃止を強く求めること。
6. 特定健診に対する国と東京都の財政負担拡充を強く求めること。
7. 難病患者の医療費助成について自己負担上限額引き上げと、対象疾病拡大に伴って助成要件が重症化に傾斜していることに対し、軽度も含めて対象とするよう改善を求めること。
8. 予防注射等の法定接種化の財源は国庫委託金等で補償するよう求めること。
9. 高い国民健康保険料を引き下げるための国庫支出額の増額、保険者となる東京都の財政支援強化を強く求めること。
10. 国民健康保険料において「均等割額」は廃止し、協会けんぽ並みの保険料負担に改善を求めること。
11. 「乳幼児・子ども医療費助成事業」を国制度として実施を求め、対象を高校３年生まで拡大するよう求めること。
12. 東京都が実施している「大気汚染公害患者への医療費助成」の対象疾病に「慢性気管支炎、肺気腫」を

加え、自己負担導入の撤回と新規患者への助成の実施を求めること。

13. パーキンソン病の特定疾患認定審査については、医師の診断により投薬、治療を開始した時から認定とするよう求めること。
14. 指定難病に「ギラン・バレー症候群」を入れるよう求めること。
15. 「障害者権利条約」の精神のもと、応益負担の考え方が残っている「障害者総合支援法」ではなく、「障害者総合福祉法」への見直しを強く求めること。
16. 障害年金支給額の増額と対象者拡大を求めること。
17. 障害者の入所施設建設の補助金制度について、同じ自治体に1か所という要件を改善し、補助制度の拡充を図るよう都に引き続き求めること。
18. 障害者が65歳になったときに介護保険制度が優先になるため引き起こされるサービス水準の低下と自己負担の増大の改善策を国に求めること。
19. 心身障害者医療費助成について、65歳以上の新規患者で非課税者に対して助成を実施するよう求めること。
20. 心身障害者福祉手当の対象を、65歳以上の新規の障害者、難病患者へも広げるよう強く求めること。
21. 東京都に対し、手話通訳派遣事業の再開を求めること。
22. 家族がガイドヘルパーを行う場合など、家族介護についても介護報酬の対象とすること。
23. 精神障害者へ都営交通無料乗車券を発行するよう求めること。
24. 障害者総合支援法により難病患者も障害者の仲間となりました。現在障害者が利用しているさまざまなサービスを同じように利用できるよう国や都に働きかけること。
25. 最重度の障害者に対するヘルパー派遣を保障するために、研修期間の生活保障を求めること。

26. 障害者などの無年金者への公的社会保障を行うよう求めること。
27. 知的障害者が安心してさまざまなサービスを利用できるよう、相談支援に対する報酬加算を国・都に求めること。
28. 障害者手帳を持たない「高次脳機能障害」「発達障害」「若年性認知症」「吃音症」「難病患者」の人に対し、福祉・就労などの支援を推進・拡充するよう求めること。
29. 障害児の放課後デイ事業について、報酬額の削減を撤回するよう求めること。また、質の確保として施設整備基準を国として定めるよう求めること。
30. 成年後見人制度利用時にかかる費用を引き下げ、利用しやすくなるよう改善を求めること。
31. 障害者の通所施設で「医療的ケア」が行える施設を増やすため、補助金の増額などを求めること。
32. 都の要綱で定められた重度身体障害者グループホーム利用の肢体不自由者(障害者手帳1級)にも家賃補助が適応できるよう働きかけること。
33. グループホーム整備のため、都有地が活用できるように働きかけ、あわせて家賃助成増額についても働きかけること。
34. 通所施設を利用する障害者に対し、交通費補助を国制度で実施するよう求めること。
35. 身体障害者福祉法の肝機能障害者による身体障害者手帳の認定基準を緩和し、患者の実態に応じた認定制度を求めること。
36. 障害者・難病患者に対する肺炎球菌ワクチン接種助成の実施を求めること。
37. 通院などで交通機関を多く利用する透析患者のかかる負担を軽減するため、民営バスの無料化、民営鉄道の割引実施、ＪＲの距離制限撤廃を働きかけること。
38. 豊島病院のNICUの復活を引き続き強く求めること。

39. 「最低保障年金制度」の創設を強く求めること。
40. 障害者の「サービス等利用計画作成」の報酬単価拡大を求めること。
41. 在外被爆者、2世、3世が除外されている現行被爆者援護法の改正を求めること。

[区への要望]

(1) 路上生活者の命と健康を守り、生活保障と仕事確保を

1. 庁舎関係で何らかの就労場所が提供できないか検討すること。
2. アパート契約時の様々なトラブルを改善できる対策を講じること。
3. 区が賃貸契約を締結するなど、居室の確保・提供を行うこと。

(2) 生活保護受給者・低所得者への対応について

1. 被保護世帯の区民に対し、人権侵害となる発言や指導を行わないこと。
2. 旧保健所あとの新たな建物へ移転が予定されている板橋福祉事務所については、障害者支援係を同じ建物へ戻すと同時に、路上生活者の相談など、多様、複雑化している業務を適切に実施できるスペースを確保し、現場職員と一緒に細かな設計等について行うこと。
3. 人口10万人に1か所と一般的に言われている福祉事務所を、その規模にふさわしく増設置するよう検討すること。
4. 社協で実施している緊急小口・総合支援の各資金貸付事業について、償還免除となるよう区としても支援を行うこと。

5. 稼働年齢で生活保護世帯の人に対し、一律的な就労指導を行わないこと。これまでの生活、就職先でのこと、また健康面への不安、精神的なケアなど、ひとりひとりの状況に応じたきめ細かな対応を全職員が心がけるようにすること。
6. 生保世帯で住宅扶助基準が下がる世帯への転居指導については、これまでの基準の必要性を十分把握し、配慮した対応をすること。
7. 冬季だけでなく夏季についても電気代の負担が増えており、法外援助として実施すること。また区の法外援護事業は縮小しないこと。
8. 職業訓練・就業訓練を民間業者と連携して実施すること。
9. 「せいかつ仕事サポートセンター」に経験・専門性のある職員の配置増を図ること。また中間的就労の実態を把握すること。
10. いわゆる『脱法ハウス』や貧困ビジネスと思われる相談について、庁内連携で対応すること。
11. 生活保護、低所得世帯に奨学金貸付基金の活用を促進するため、必要な改善を図ること。
12. 高等学校等にかかる教育費に対し、義務教育の就学援助に代わる制度をつくること。
13. 入浴券を年間 60 枚に戻すこと。
14. 現在の福祉修学資金制度の利用要件を拡充すること。また区独自で給付型奨学金制度を新設すること。
15. 応急福祉貸付事業の利用要件緩和を図ること。

(3) ひとり親家庭の自立支援強化を

1. 母子支援施設の増設置を図ること。

2. 区立母子生活支援施設の入所については、希望すればすぐ入所できる部屋数を確保すること。
3. 父子家庭に対しても福祉資金貸付事業を行うこと。
4. ひとり親家庭サポートブックは毎年作成し、児童育成手当の対象とならない家庭に対しても届けること。

(4) 原爆被爆者に対する公的支援強化を

1. 補助金の増額を図ること。

(5) 区民の医療を受ける権利を守る施策充実を

1. 無料低額制度事業を実施する医療機関の設置を増やせるよう、区内医療機関に働きかけること。また院内に薬局がない医療機関で処方された薬については区独自の助成事業を実施すること。
2. 国保加入者に対する資格証発行をやめること。また徴収猶予ができる仕組みを知らせるなど、被保険者の人権が守られるよう丁寧な対応を行うこと。
3. 在宅酸素患者に対し、区独自での電気代助成を図ること。
4. 国が助成するまでの間、区として障害者・難病患者への肺炎球菌ワクチン接種助成を行い、無料とすること。
5. ヘルプカードについて区民への周知を強化すると同時に、ヘルプカードを示した人への対応などの理解を進めること。
6. 乳幼児・子ども医療費助成事業における「食事療養費」の自己負担をなくすため、助成を行うこと。
7. 子どもの医療費助成事業を高校生まで対象を拡大すること。
8. 慢性閉塞性肺疾患〔COPD〕は長期喫煙により発症するといわれており、区内の中学生・高校生に

当事者の体験談を聞く機会などを設け、喫煙防止教育・対策を進めること。

9. 医療機関の多い板橋区として、女性医師・看護師が働き続けられるように、奨学金制度をつくるなど医学生や病院への支援に取り組むこと。
10. 新年度から開始予定の就学前児童の国民健康保険料を半額に減免する制度について、区独自で対象を拡大すること。

(6) 地域で障害者が生きていける施策充実を

1. 「障害者差別解消法」施行に伴い、区の施策全てにおいて、合理的配慮が実施されているか検証を行い、必要な改善を図ること。また区内事業者等にも周知徹底するなど、差別解消、障害者の人権を守る対策を図ること。
2. 障害者のサービス等利用計画作成に対する報酬を区独自で加算すること。
3. 区として対応が遅れている『医療的ケア児』に対する関連分野の支援を調整する「コーディネーター」の配置をはかり、相談機能の充実、保育園・幼稚園・小中学校における対応ができるよう整備すること。特に歩くことのできる医療的ケア児の受け入れが困難を極めており、早急に対策をはかること。
4. 旧保健所跡地に設置予定の障害者総合福祉センターについて、区内障害者団体の要望を取り入れること。
5. 卒後、就労への訓練場所として「福祉工場」あるいは専門学校のような一般就労につなげるための施策を拡充すること。
6. 障害児の放課後対策事業の拡充をすること。また、特別支援学校が利用できるように東京都との連

携を図ること。

7. 障害児の放課後デイにおいて事業者の障害児に対する処遇の実態を把握し、適切でないところへは指導を行うこと。また質の確保を図るため、区としての最低施設基準を設置すること。利用料は無料とすること。
8. 障害児の放課後デイで重度重複の障害児、また医療的ケア児を受け入れることができるよう、施設改善と人の配置増への支援を実施すること。
9. 障害者の日中一時施設を増設するとともに、短期入所施設の増設を進めること。
10. 移送サービス事業を地域生活支援事業として位置付けること。
11. 高等部を卒業した障害者の卒後問題を解決するため、今後も福祉園の新設計画など計画を進めると。
12. 福祉園は週 5 日間の通所を保障し、定員を守り詰め込みをしないこと。また、生活介護の登降園時間を延長すること。
13. 区立福祉園に通う障害者は高齢化に伴い重度化となっており、職員の増配置が必要な状況です。そのために指定管理料の増額を行うこと。
14. 水漏れなど老朽化著しい区立福祉園については、緊急に改築・大規模改修等の計画をたてること。
15. 重度障害者の介護を支えるため、ヘルパーなどの報酬に区独自で上乘せを行い、安定した雇用が図れるようにすること。
16. 福祉園の機能の拡充(入浴サービスやショートステイ、また施設設備開放利用)を図ること。その際に必要な専任の職員を配置すること。各福祉園でトワイライトケアの実施を検討すること。また医療的ケアを必要とする障害者も通園できるよう、生活介護施設を整備すること。

17. 福祉園における常勤職員の増配置を行うこと。また宿泊訓練を2泊3日に戻すこと。
18. 入所施設「イクトス」において、入所者の家族が自分の子の居室にまだ自由に入れるようにはなっていません。改善を強く求め、人権を守る対応を指導すること。
19. 福祉園でも緊急時の利用延長など、一時的にあずかれるようにすること。または区内短期入所施設に「緊急保護枠」を確保すること。また医療的ケアを必要とする障害者の利用も認めること。
20. あらたに重度の障害者が入れるグループホーム及び入所施設を区内に設置すること。
21. 森の家を安心して利用できるよう、体験宿泊訓練の場への補助金の増額を行うこと。
22. グループホームの新設時に近隣住民、不動産、地主、大家に生じやすい不安などの「ハードル」への対策を図ること。
23. グループホームに建物を転用する際の用途変更については、安全性が確認された時は「寄宿舍」への用途変更含め、柔軟な対応を行い特に重度の人を対象としたグループホームの増設を進めること。
24. 民間事業者が行っている生活介護施設・短期入所施設に対し、重度重複障害者が受けとめられるように区として補助を実施すること。
25. 障害者相談支援事業については、経験豊かな障害別でそれぞれに福祉専門職が配置される基幹相談支援センターに内容を充実させること。また判定や支給決定機関とは独立させ、365日24時間の相談が受けられる体制を整えること。
26. 相談支援を実施する場は交通の便がいいところとし、継続的にコーディネートできる体制を整えること。
27. 福祉タクシー券を愛の手帳3度、内部障害者3級への拡充をはかること。また枚数の拡充を図ること。

28. 福祉事務所に配置されている手話通訳者を正規職員とし、通訳不在の状態を改善すること。
29. 障害児の余暇活動を実施している団体への助成額を拡充すること。
30. 各福祉園の指定管理料について、区独自の上乗せを今後も継続すること。
31. 地域活動支援センターに対し、固定費として家賃助成を行うこと。
32. 就労継続型施設に対し、区の仕事、区関連の仕事発注を増やすこと。
33. 障害者の雇用について、特に知的と精神障害者の就労の場を庁内、出先機関において「過渡的就労」「職場体験学習」も含め、引き続き拡充すること。また就労先での定着を図るためにも「ジョブコーチ」の拡充強化を引き続き行うこと。
34. 障害者就労支援センターハートワークの人員体制を強化すること。合わせて交通の便のいいところへ移転すること。
35. 区の障害者雇用はすべての障害種別が対象となるが、必要な人の配置や施設整備が必要である。働く環境の改善を進めること。また積極的に公共施設における雇用をはかること。
36. 障害者団体への補助金を増やすこと。
37. 区役所庁舎、公共施設などに設置されている「だれでもトイレ」は、その設備がないと利用できない障害者等が安心して利用できるよう、一般の来庁者に対して何らかの表示を行うなど、改善を図ること。
38. 庁舎1階において障害者の働く場、社会参加の場としての「スマイルマーケット」については、きちんと施設整備を行い、常設とすること。また庁舎を訪れる人への宣伝強化を図ること。
39. グループホームの整備のため、区営住宅の活用も含め、区の土地や施設で可能なところについて貸し出しを行うこと。また区内の地主への土地の提供の働きかけを行うこと。

40. 都営住宅の建て替え時などに、障害者のグループホームが設置できるよう関係機関の調整を図ること。
41. 体験型グループホームを区として取り組むこと。
42. 区内に本拠をもつ社会福祉法人・NPO 法人が、今後新規事業を立ち上げるとき、既存事業と同様の家賃補助を実施すること。
43. 障害者割引制度の周知とその拡大を図ること。
44. 福祉事業所連絡協議会を設置すること。

(7) 発達障害児者への支援強化の推進を

1. 療育施設の設置と家族への相談事業など、療育と家族の支援施策に力を入れること。
2. グループホーム等からひとり暮らしへの移行ができるために新設される「自立生活援助」は当事者の実情を優先とするよう配慮すること。
3. 新たに設置された発達障害者の支援センターについて、いつでも居場所として利用ができ、休日利用、仕事帰りに立ち寄れる時間帯を保障すること。また成人だけでなく子どもの発達障害への相談にも対応できるようにすること。また相談の需要に合わせて柔軟に同じ建物内の活用ができるようにするなど、改善を図ること。また相談機能の充実をはかることができるよう、予算を増額すること。
4. 区民に対して発達障害への啓発を強め、理解を広げること。
5. 自分が障害であることに対し受容できない人に対する支援ができるよう、支援センターを中心とした支援の実施を検討すること。

(8) 精神障害者の自立と社会参加の促進を

1. 自立支援医療費の自己負担額への独自助成を行うこと。
2. 「心身障害者福祉手当」に精神障害者を対象とすること。
3. 施設利用料への自己負担額軽減を図ること。
4. 「過渡的雇用」の場の開発を、庁舎関係含めて強化拡充すること。
5. 公園清掃の委託について、区内障害者施設への委託を拡大すること。
6. 就労継続Ｂ型を希望する精神障害者が、複雑で難しい手続きなしで利用できるよう改善を図ること。
7. 重度の精神障害者への「福祉タクシー券」を支給すること。
8. グループホーム運営費への補助金増額を行うこと。またグループホームの増設を行うこと。
9. サン・マリーナへの支援を継続すること。
10. 住宅確保への支援と公的な保証人制度を設置すること。
11. ＪＨＣ板橋のクラブハウス事業への区の補助を継続すること。
12. ピアカウンセリング研修を区の事業として認め、その養成に努めること。
13. 特定相談支援事業、一般相談事業を専門に運営できる仕組みを作ること。
14. 板橋区独自の「いのちの電話」を24時間体制で実施すること。
15. 私鉄の障害者割引ができるよう、関係機関と話し合って実現につなげること。

(9) 難病患者の命と健康を守る支援強化を

1. 「障害者総合支援法」の下で、区内施設の使用料・また手数料などについても難病患者に対しては障

害者と同じにすること。

2. 地域ネットワーク組織「難病対策地域協議会」を各健福センターごとに設置すること。
3. 難病患者が社会的入院とならないため、通院体制の整備を図ること。
4. インターフェロン治療を受けることができないウイルス性肝炎患者や肝硬変患者に対し、医療費助成を行うこと。
5. パルスオキシメーターの支給について対象範囲の拡充を図ること。
6. 難病患者、その家族に、医療、生活、福祉、就労の実態調査を行い、その結果を踏まえた必要な支援を行うこと。
7. 透析患者などへの福祉タクシー券を増やすこと。
8. 医療費助成の申請時に、住民票などを取る際にかかる手数料について、国や東京都が実施するまでの間、区として助成を行うこと。

(10) 呼吸器疾患を持つ患者の命と健康を守る施策強化を

1. 公健法に基づく公害病認定の等級については、区分3級適用者を実態に即して2級に引き上げること。また区分変更や更新の際は、医師の所見内容を本人に必ず情報開示したうえで、区に提出するよう改善を図ること。
2. 3級まで福祉タクシー券の支給対象とすること。また、更新時の「審査会」の審議内容を申請者本人が理解できるように情報開示すること。
3. 毎年行われている公害患者会主催の転地療養事業に対し、区の補助を行うこと。
4. 1泊2日のリハビリテーション事業を実施すること。また気軽に健康回復事業へ患者が参加できる

よう、本人に直接お知らせをすること。

5. 子どものキャンプ事業を実施すること。またプール教室を利用しやすいように改善を図るとともに回数を増やすこと。

(11) 区民の健康づくり、健診事業の充実を

1. 歯科検診（8020）を充実するために、健診年齢のさらなる拡充と啓発事業の強化を図ること。
2. 区内で乳がん検診ができる医療機関をさらに増やすこと。
3. 現行の健診事業の無料化を存続すること。また、特定健診の受診率を高めるよう、対策をはかること。
4. 慢性腎臓病の予防等を目的に実施されている板橋区民公開講座「あなたの腎臓、大丈夫ですか」については後援ではなく「共催事業」とすること。
5. 精神障害者、発達障害者が増加しており、保健師の増配置を進めること。また庁舎内保健室等に保健師を配置すること。
6. 区立保育園での「食育」を進めるためにも、栄養士を全園に配置すること。
7. インフルエンザ予防接種をぜんそく患者に全額無料で行うこと。
8. 肺炎球菌の予防接種事業について、助成額の拡充をすること。

(12) 食品衛生・安全を守る施策の強化を

1. 遺伝子組み替え食品に対する安全対策、情報提供、表示義務付けなどの指導を強化すること。その指導は特に特別養護老人ホームなど、抵抗力が低い高齢者が利用する施設への指導をすること。

2. 理化学検査については、健康危機管理体制の面からその内容については精査し、検討すること。予算削減額のための食品衛生検査の委託を行わず、公的責任を守ること。
3. 区内の食品加工、販売、製造にかかわるすべての業者に対する消費期限日時の不正などを監察する機能を区独自でも強化するため、食品衛生監視員の増配置など体制強化を引き続き図ること。
4. 区内の井戸水について、区が責任を持って水質検査を実施すること。また所有者の了解のもと、検査結果、飲用可能か不可能かの揭示を行うこと。
5. スズメバチの巣の撤去について、区民の生命と安全を守るために（アナフィラキシーショックによる死亡事故につながりかねない）公有地、私有地を問わず、公費で撤去を行うこと。

(13) 動物との共生について

1. 飼い主のいない猫の対策として

- ・不妊去勢に対する助成金をさらに引き上げること。
- ・ボランティア登録制度を創設し、登録証を発行すること。
- ・登録ボランティアが連れてきた「飼い主のいない猫」の不妊去勢については、動物の医療機関と連携し、その手術代について区の助成金で直接精算できるような仕組みを構築すること。
- ・「飼い主のいない猫」のボランティア活動の拡大を図り、区民にわかりやすく周知すること。
- ・区内各地域(自治会・町会)に対し、今まで以上に積極的に働きかけ、T N R (T r a p ・ N e u t e r ・ R e t u r n)、いわゆる地域猫を捕獲し、不妊手術後地域にもどす活動ができるような取り組みを進めること。

(14) 住宅宿泊事業法施行(民泊)とかかわって

- ・ 区民への制度の周知徹底を強化するとともに、相談窓口の拡充をすること。また職員をさらに増やすこと。

5. 安心して子どもを産み育てられる支援を

【国・東京都への要望】

1. 幼児教育無償化に伴う財源を次年度以降も国の予算で支出すること。また、0～2 歳児を含む、すべての就学時前児童の保育・幼児教育を無償にすること。
2. 無償化対象となっているベビーホテル等の認可外施設について、国の基準を満たしているかどうかの監査を速やかに終わらせること。
3. 保育における公定価格及び職員配置基準を抜本的に見直し、水準を引き上げること。また、保育職員の賃上げと処遇改善を速やかにすすめること。
4. 公立保育園の運営費を助成すること。
5. 保育施設整備にあたり、公有地を提供すること。また、情報の提供、土地の確保についての相談窓口を設置すること。
6. 認証保育所保育料の保護者負担の軽減のため、認可園との差額補助事業を都が実施すること。また、定員の未充足に対する補助を実施すること。
7. 児童相談所の人的配置の強化及び、一時保護所を含む施設の増設を図ること。また、特別区における新たな児童相談所の設置に対し、財源や人材確保など、十分な協議を行うこと。
8. 次世代育成支援法により義務化された中小企業の「次世代育成支援行動計画」が策定できるよう財政支援を行うこと。
9. 企業主導型保育施設に対し、地方自治体が関与できる仕組みを作ること。

【区に対して】

I．子ども子育て新制度における未就学児の保育や教育について

(1) 保育園

・全体に関わること

1. 区内すべての保育施設(企業主導型保育園含む)に対し、区として独自の基準を設けて指導、点検し、結果を公開すること。また、抜き打ちによる調査を実施すること。
2. 区立園の新設を検討すること。
3. 民有地の借り上げや区有地の活用、都や国への公有地活用の働きかけなど、土地の確保に責任を持つこと。
4. 医療的ケアが必要な児童を始め、希望するすべての障害児の受け入れを保障すること。
5. 保育士の処遇を改善すること。また、保育士確保のための施策を充実させること。
6. 保育士への障害に関する専門性向上のために、会計年度任用職員を含めすべての保育従事者の研修参加を保障すること。
7. 新制度に位置づけられている連携保育について、区がその役割を担うこと。また、私立園が行う場合でも、区として運営費等への上乗せ補助などを実施し、相談にも応じること。

・区立保育園について

1. 給食調理、用務のこれ以上の民間委託をやめること。また直営を残すこと。
2. 老朽化した園舎は区として建て替え及び改修を計画的に実施し、引き続き公立園として運営すること。
3. 0歳児及び障害児の保育時間拡大に対し、正規職員を配置すること。

4. 長期休暇代替職員は、正規職員とすること。また、臨時職員の欠員を解消すること。
5. 保育職員の働き方を改善するため、当番は月9回までを守ること。また、タイムカードの導入など、勤務時間を把握し、未申告残業をなくすこと。
6. 0歳児の定員がない区立園にも看護師を配置すること。
7. 園外活動等に利用可能な園用の携帯電話を配備すること。

・私立保育園

1. 保育士の労働実態(給与・休暇取得状況・勤続年数)や雇用形態などを調査し、働きやすい環境となるよう、必要な支援を行うこと。
2. 延長保育及び、一時保育事業に対する加算を引き上げること。
3. 事務職員の常勤化をはかるための補助加算を行うこと。
4. 中規模施設改修助成は、希望するすべての園に基準通り支給すること。

(2) 幼稚園

1. 新制度への移行に必要な施設改修に対し、区として補助を上乗せすること。
2. 預かり保育の保育料について、実態を把握し、費用の負担を軽減すること。
3. 保育内容の監査・指導を区が行うこと。

(3) 認定こども園

1. 長時間利用する児童が安心して過ごすことができるよう、正規職員の配置基準を引き上げること。

2. 現行の幼稚園から移行する場合、大規模な施設改修が必要となるため、国基準に上乗せして補助を行うこと。

(4) 小規模保育所・家庭福祉員・ベビールーム

1. 小規模保育所は、A型を基本とすること。
2. 家庭福祉員の給食の提供について、状況に応じて必要な支援を図ること。
3. 新制度に位置づけられている連携保育について、連携先を区立保育園とすること。
4. 看護師の巡回を行うこと。
5. 補助員を雇用しやすくなるよう、支援すること。
6. 緊急通報システムなど、通報できる機器やAEDの導入を区の予算で行うこと。

(5) 居宅訪問型保育

1. 利用料の負担を軽減すること。
2. 乳幼児健診などの機会をとらえて、対象児を把握し、利用案内や相談を行うこと。

(6) 認可外保育施設について

1. 施設の状況を把握するため、区として施設への立ち入り調査を行うこと。また、調査結果を公開すること。
2. 定員の未充足対策を実施すること。

(7) 全体と関わって

1. 保育施設において重大事故が発生した場合は、必ず検証委員会を設置し、迅速に開催すること。また原則公開とすること。
2. 板橋区『重大事故検証委員会報告書』を踏まえ、二度と保育事故を起こさないようあらゆる機会を捉え、徹底すること。
3. 引き続き、保育施設ごとの入所希望及び待機児童の詳細(人数・最低入園指数、待機児の最高指数等)を把握し、HP で公表すること。
4. 要支援児の認定は、申請した日でなく、事象がわかった時までさかのぼることを可能とすること。
5. 保護者の同意がなくても、必要に応じて要配慮加算を行えるようにすること。
6. 病児・病後児保育の補助を増やし、実施園を増やすこと。
7. 保育費用の算出根拠に、施設整備費・人件費を含めないこと。
8. 保育費用以外の利用料を調査し、実態を把握すること。また、値上げをさせないこと。
9. 一時保育・定期利用保育を増やすこと。利用に係る保育料の負担を軽減すること。
10. 保育施設の維持補修費などの一般需要費、特に消耗品の増額を図ること。
11. 児童手当・保育所申し込みの際の不必要な性別欄をなくすこと。

Ⅱ．子どもの放課後対策の充実と「生活の場」としての、学童保育機能の拡充を求めます。

1. 全児童対象事業の時間内においても、就労家庭の利用児童の専用室を確保すること。
2. あいキッズを希望するすべての要支援児を受け入れるため、必要な人員を配置すること。

3. あいキッズの職員配置基準について、常勤配置を1拠点1人以上とし、委託料を引き上げること。
4. あいキッズを受託する事業者は区内で児童福祉事業の経験のある団体とすること。安全対策、災害対策の対応水準を引き上げること。指導員やプレイングパートナーへの研修を区が責任持つこと。
5. 補食について、区としての標準内容を示し、改善すること。また提供時間について柔軟に対応できるようにすること。
6. 児童館は、小・中学生が自由に活動できる時間を保障すること。
7. 中高生の利用を保障するため、夜間開放も実施すること。
8. 乳幼児親子以外の対象者へのアンケートを実施すること。
9. 全ての児童館で乳幼児も利用できるよう、流しの高さ、幼児トイレ、さらに男子トイレにおむつ交換代台を設置すること。
10. 使用済み紙おむつを施設で回収できるようにすること。

Ⅲ．家庭と地域で、安心して子どもを生み育てることができる子育て支援を求めます。

1. （仮称）「板橋区子どもの権利条例」を制定すること。
2. 区の次世代育成推進行動計画のなかに、子どもの遊び場の確保、外遊びの重要性を位置づけること。
3. 子ども家庭部と緑と公園課が連携して、プレーパーク事業を進めること。
4. ショートステイ、トワイライトステイの継続・拡充ができるよう、区として財政支援を強化すること。また、利用できる日数をさらに拡大すること。
5. 他自治体の児童相談所に派遣されている区職員の労働実態を把握し、新たに開設する(仮称)子ども家庭総合支援センターの運営に反映させること。

6. すくすくカードに、ミルクやおむつ、離乳食などの交換券や区内共通商品券など現金給付につながる選択肢を加えること。
7. 区内で実施されている子ども食堂に対し、周知や運営費、食材費への補助を実施すること。
8. ダニアレルゲンのチェックを家庭内で行うための「健康快適居住環境推進事業」の対象年齢の拡大と希望する家庭すべてを対象にすること。

6. どの子ども大切にされる教育・社会教育の充実を

【国・東京都への要望】

1. 30人以下学級を全学年で実施すること。また35人学級を直ちに全学年へ広げること。
2. 教育予算を国際水準まで引き上げること。また、0歳から就学前の保育園・幼稚園の自己負担と高校・大学等の学費を無償とすること。また、就学前の保育園や幼稚園及び小中学校における給食費を無償とすること。
3. 義務教育国庫負担制度は「教育の機会均等とその水準の維持向上」という法の目的にふさわしく拡充すること。
4. 就学援助基準の引き上げ(国)、上乘せ(都)し拡充すること。
5. 奨学金制度を堅持・拡充し、返済猶予や返済免除の拡大、返済無しの奨学金制度の対象を拡充すること。
6. 都として、高校授業料助成事業の所得制限をやめ、公私立ともに無償化とすること。
7. 特別支援学級の教職員を増員すること。また、施設整備に係る費用を都がもつこと。
8. 特別支援教室について、教員の配置基準を現行の10対1から12対1に引き下げるのをやめること。
9. 都立高島・板橋特別支援学校で、児童生徒の学習環境が保障されるよう条件整備をすすめること。
10. 教育現場への『日の丸・君が代』の強制を行わず、子どもたち、教職員の思想・信条の自由、人権を保障すること。
11. 教員免許更新制度の見直しについては、現場の実態を踏まえ、新たな研修など負担を増やすやり方は行わないこと。
12. 東京都の教員の人事考課制度はやめること。

13. 年度途中でであっても、学級定員を上回ったら増学級を認めること。また、次年度に数人の児童・生徒の転出の際は、学級数を減らさないこと。
14. 初任者複数配置校への正規教員加配を復活させること。
15. 月途中の臨時的任用教員に対して、通勤手当の実費補償を行うこと。
16. 拠点校が受け持つ巡回校について、校数が過大にならないよう、都が基準を設けること。
17. 教職員の旅費の増額を行うこと。
18. 小学校１６学級以下の専科教員配置１名増、学校事務職員の欠員を正規職員配置で解消、学校事務職員の複数配置を行うこと。
19. 小学校での教科担任制導入を見送り、まずは、持ち時数の上限を週当たり小学校２０時間、中学校１８時間とすること。
20. 正規の学校事務職員を増やすこと。
21. 養護教諭を複数配置とするため、現在の配置基準を見直すこと。
22. スクールソーシャルワーカーを全校に配置できるようにすること。
23. 学校図書館司書全日配置の予算措置を行うこと。
24. 都費のスクールカウンセラーの配置日数を増やすこと。また、W I S K 検査のできる人材を配置するため予算を増額すること。
25. 全国統一の学力テストを中止すること。また、学校別・市区町村別結果の公表は行わないこと。
26. 日本語学級の通級期間を延長し、学級数も増やすこと。
27. 日本語が不自由な生徒について、希望に沿った高校受験ができるよう、受験体制を改善すること。
28. 日本語学級の担当教員の研修を充実させること。また、現在ボランティアとなっていることば支援

員を非常勤とし、母国語での意思疎通ができるようさらに増配置すること。

29. スクールサポートスタッフ制度を次年度も継続し、全校に配置すること。

【区に対して】

<人的配置と労働環境の改善について>

1. 区として、35人学級を全学年に広げること。
2. 生活支援員の処遇改善を図り、すべての学校の希望にこたえた人数を配置すること。
3. 夏期の水泳指導について2学級以下の全学年に補助員を配置すること。また、児童数に対応した水泳指導員の措置を行うこと。
4. 宿泊の伴う学校行事について、医師と看護師を配置すること。特に大規模校では、看護師は2名以上とする計画を2年間で終わらせること。
5. 教育の一環である学校給食と用務の民間委託はこれ以上行わないこと。
6. 正規の学校栄養士職員を全校に配置すること。
7. 学校図書の司書について、全日配置を目指し、当面週二日に拡充すること。
8. 学童擁護員を増員すること。
9. タイムカードで把握した教職員の在校時間及び持ち帰り含む残業時間の実態を公表し、その実態の原因究明と対策を図ること。また、定められた休憩時間を取得できるようにすること。
10. スクールカウンセラーを週2回以上配置すること。また、天津わかしお学校についても、最低週1回を保障すること。
11. 資格を持ったスクールソーシャルワーカーを増員し、正規職員の配置も行うこと。

12. 中学校での部活動における教員の負担を軽減すること。また、外部指導員を増員し指導報償費を引き上げること。水泳指導補助員の手当を増額すること。
13. 各学校に教職員の休養室を設置すること。
14. 労働安全衛生法の主旨を受け止め、衛生管理者と衛生推進者の研修を行うこと。
15. すべての学校に、職場安全衛生委員会を設置すること。
16. 教職員の産業医との面談について、本人が希望した場合も実施できるよう条件を緩和すること。
17. ハラスメントについて、教育委員会の相談窓口があることを教職員だけでなく委託も含み学校で働くすべての人と保護者、子どもへ周知すること。合わせて各学校における研修を実施すること。
18. 全校に「施設管理員」の全日配置を行うこと。当面 16 時 45 分から 21 時まで、警備員を配置すること。
19. 産育休や病休・介護休暇の代替教員、負担軽減の時間講師の人員を確保すること。
20. 更年期障害にともなう健診、通院保障、勤務時間の軽減、休暇など必要な措置をとること。
21. 育児短時間勤務制度が機能するように、時間講師の手配を学校任せとせず、教育委員会として確保すること。
22. 期限付任用教員を全員正規採用とすること。
23. ICT 支援員、ALT の増員をすること。
24. 住宅手当・育休手当・部活手当を増額すること。
25. 単学級には副担任を配置すること。
26. W i s k の検査を必要とするすべての児童生徒が受けられるようにすること。
27. 区として保護者の同意がなくても必要に応じて、要配慮加配を行えるようにすること。

28. 言語聴覚士の欠員が生じないようにすること。

<施設整備について>

1. 区の魅力ある学校づくりプランは適正規模・適正配置方針の望ましい学級規模を前提として見直すこと。また、大規模校の解消を検討すること。
2. 複雑多様化するアレルギーにすべての学校で対応できるように施設整備の改善を行うこと。
3. 各学校に冷水器を複数設置すること。
4. 教員用パソコンについて、非常勤講師分も配置すること。
5. 校庭、散水設備、プールの改修の年間実施校数を増やすこと。また散水機の設置、地面の改良は、年次計画を立てて行うこと。
6. 屋上プールにミスト装置を設置すること。
7. 各学校の屋上防水、外壁塗装の年間実施校をさらに増やすこと。
8. 保健室の改修は、文部科学省の「保健室の施設整備指針」に基づいた保健室となるように実施すること。同時に、現場養護教諭の意見も聞くこと。
9. 化学物質対応の換気扇を大規模改修や建て替えの学校だけでなく、幹線道路に近い学校にも設置すること。
10. 子どもや教職員のための防塵マスク等を備蓄すること。また、換気設備を整備し、教室での換気を徹底すること。

<保護者負担の軽減について>

1. 就学援助を生活保護基準の1.5倍にすること。
2. 就学援助の補助内容について、眼鏡購入費や部活動費・PTA会費などに支給対象を拡大すること。
3. 義務教育における私費負担のあり方を抜本的に見直し、鍵盤ハーモニカ、リコーダー、裁縫セット、体育着、社会科見学・遠足の交通費、演劇教室、音楽鑑賞教室、ワーク、ドリルなど、父母負担の軽減をはかること。『教職員のための学校私費会計の手引き』を周知すること。また、総合的な学習の時間にかかる経費については公費負担とすること。
4. 学校令達予算を増やし、教材等の公費負担を拡大すること。修学旅行費への補助金を復活させ、保護者負担の上限額を低く抑えること
5. 学校納入金の銀行引き落とし手数料をなくすこと。
6. 小学校の鑑賞教室への補助を増額すること。学校規模の大小で格差が生まれないよう、小規模校に財政補助を行うこと。
7. 卒業アルバムなど一人当たりの負担が大きいものについて、学校規模によって格差が生まれないよう区として補助すること。
8. 学校給食における食材費への補助を行うこと。また、第三子無償化など、負担軽減を検討すること。
9. 日本語教室に通う児童に付き添う保護者の交通費補助を行うこと。

< 特別支援教育について >

1. 特別支援学級は、2～3学級程度の適正規模となるよう増やすこと。
2. 就学前の児童が特別支援学級に体験学習できるようにすること。
3. 特別支援学級において、大型備品が購入できるよう備品配当予算を増額すること。教室に直接つな

がる外線電話を設置すること。施設整備について、現場の声を反映した板橋最低基準をつくり、全ての特別支援学級の施設が充実するよう努めること。

4. 特別支援教育のコーディネーターを専任で配置すること。
5. 特別支援教室について必要な児童・生徒には、特別支援教育を保障すること。また、拠点校1校あたりの巡回指導校数を2校にすること。
6. 特別支援教室は、他の利用と兼用ではなく、専用の教室として使用し、2教室以上を確保すること。
また、教材などが保管できる場所も確保すること。
7. 言語聴覚士、作業療法士、理学療法士などの外部専門家と連携した指導ができるよう、年2回は各学級への専門家相談を実施すること。
8. 就学相談、就学指導が適切に行われるよう、発達診断や心理テストが実施できる就学相談員を増員すること。また日常の様子を把握できるよう、通園している保育園や幼稚園を訪問すること。
9. 特別支援学級に在籍している児童が、通常級に参加する場合は、保護者の付き添いを必要としないよう対応すること。

<教育行政について>

1. 教育委員会の中立性を堅持すること。
2. いじめの対応は、子どもの命と発達を守ることを最優先にすること。学校・家庭などで話し合い、いじめの起きた背景や家庭や教員が抱える課題を検証し、ともに乗り越えられるようあたること。
3. 人権尊重を重視し、性差・障害・LGBT など、あらゆる差別をなくしていくための取り組みを充実させ、一律的な指導とならないよう区として指針を示し、ホームページ等で公開すること。

4. 不登校児童・生徒について家庭の経済状態などを含めたくらしの実態把握を教育委員会として行うこと。
5. 校内暴力・体罰の実態把握と調査のシステムを確立し、体罰を含むすべての暴力を学校から根絶する取り組みを強化すること。外部指導員への研修を強化すること。
6. 不登校を考える親の会など民間の団体への公的援助など育成策を検討すること。
7. 校則について、子どもたちの自主性を尊重し、子ども自身が考える機会を保障することと、人権侵害にあたるような校則はやめるよう教育委員会として各学校に通知すること。また、校則を公開すること。
8. 下着や肌着の着用・未着用について、強制しないこと。
9. 虐待などの早期発見、早期対応を児童相談所など、子どもの人権を保障する専門機関とも連携し、取り組むこと。また、校内の投書箱等に寄せられたすべての声に対応すること。
10. 式典や行事等で「日の丸・君が代」を強制するのではなく、各学校の自主性を尊重すること。式典では体調不良を訴える児童・生徒が見受けられるため、子どもたちの負担とならないよう配慮すること。
11. 部活動ありきの中学校現場の風潮を改めるため、板橋区が設置している『部活動の日』を辞めること。
12. 教員の授業時間の軽減のために、授業準備や教材研究等の時間を確保し、教育活動以外の事務負担を減らすよう努めること。教員の負担軽減を現場任せにしないこと。
13. 職場体験や就労教育では、労働基準法を学ぶ機会をつくること。ジェンダー平等や平和に関する学習を一層すすめること。
14. 職場体験先として自衛隊を対象にしないこと。

15. 放射線教育にあたっては、原発事故の危険性を理解できるようにすること。
16. 教科書採択は現場教職員の意見を十分に尊重すること。教職員が各学校で検討できるよう、見本となる教科書閲覧環境を見直し、日数を増やすこと。
17. 特別の教科『道徳』について、数値による評価は行わないこと。
18. 武道の必修化にあたり、安全対策を万全とすること。
19. 学校図書について、基本蔵書数を満たしていない学校に対し、図書購入費の増額をさらに図ること。
また、司書を増やし、常勤化すること。
20. 土曜授業プランについて、教員の多忙化や長時間労働の一因となっていることを踏まえ、現場の声を聞き廃止や日数減を検討すること。また、実施に伴う教員の振替取得を保障すること。
21. 教育相談機能を区内各地へ置き、充実を図ること。
22. 天津わかしお学校について、教育の充実、区内小学校との連携等、十分な教育活動を保障すること。
また、区内小中学校の教職員が、天津わかしお学校について十分知ることができるよう、研修の充実、現地見学や宿泊を伴う体験入学などの機会を増やすこと。
23. 施設一体型の小中一貫校づくりをやめること。
24. 小中一貫教育について、必要性・妥当性・効果などを慎重に検討し、各学校に強制しないこと。
25. 全国統一学力テストに参加しないこと。
26. 『学力テスト』について、数値目標を現場に押し付けないこと。
27. 日本語学級を増設すること。また、外国籍の子どもの受け入れについて、語学ボランティアだけでなく、非常勤職員の活用などを行うこと。
28. 不登校の子どもへのメンタルフレンド派遣の継続をすること。

29. 高校生への交通費や塾代への助成制度を区として創設すること。

< 幼稚園について >

1. 区立幼稚園の教職員（会計年度任用職員も含む）に対して、障害に関する研修を行い、必要に応じて相談に応じること。
2. 区立高島幼稚園の大規模改修を行うこと。また、給食提供を可能にすること。
3. 私立幼稚園でも要支援児を受け入れやすくできるよう、助成額を増額すること。また保護者の同意を前提にしないよう東京都へ要請すること。

< 図書館行政について >

1. 区立図書館について、直営での運営に戻す検討を行うこと。
2. 利用者、学識経験者等が参加する「図書館協議会」を設置すること。
3. 図書館資料費を増やし、音楽CD、DVD等の活字メディア以外の資料についても、より充実させること
4. すべての区立図書館において無期契約の正規職員を配置すること。
5. 中央図書館の駐輪場、駐車場は無料とすること。
6. すべての区立図書館に駐輪場を十分設置できるよう改善すること。

< 社会教育について >

1. 生涯学習センター（まなぼーと大原・成増）の利用料は無料にすること

2. 生涯学習センター（まなぼーと大原・成増）が行う各種行事への助成を増やすこと
3. 社会教育団体の育成に力を入れること。
4. 社会教育指導員の定着率を引き上げるよう、職場環境の改善を進めること。特に、研修を保障し正規化することや社会教育主事を採用すること。
5. まなぼーとの機能を区内5カ所で行えるよう検討すること。また i - youth も増やすこと。

7. 雇用、中小商工業者、農業への支援の強化を

【国・東京都への要望】

1. 消費税は5%に戻すこと。
2. ILO（国際労働機関）などの国際条約を批准し、国際条約の水準に立った労働条件の改善、パート労働者の賃金、休暇、福利厚生、教育訓練など、均等待遇を実現すること。
3. 大企業に対して、非正規労働者の正規化の実施、学校卒業者の計画的採用を強力に働きかけること。
4. 正規雇用の拡大に取り組む中小企業への助成を継続、拡充すること。
5. 中小企業の経営を圧迫している固定資産税への収益還元方式の導入や、事業継承を困難にする相続税の軽減制度を作ること。
6. 所得税法第56条を廃止し、家族従業者の給与を必要経費として認めること。
7. 東京都として、固定資産税や都市計画税の軽減策を拡充すること。
8. 無担保無保証人融資の限度額を引き上げること。
9. 制度融資に関わる信用保証について、部分体制の拡大を行わないこと。
10. 下請け単価の切り下げについて、親機病への監視体制を強化し、不正・不当な行為の是正指導を行うこと。
11. フランチャイズ契約による不公正な取引から加盟店の権利を保障するため、東京都として悉皆調査を行い、相談窓口を設置すること。
12. 「商業活性化支援事業補助金」や「商店街チャレンジ戦略支援事業」など、商店街支援策の拡充を図ること。
13. 「新・元気出せ商店街支援事業」の財源を東京都が全額保障すること、また、商店街が随時応募でき、

年度をまたがった使い方もできるようにすること。

14. 非正規・正規を問わず、違法・不当な解雇を止めさせること。
15. サービス残業や過労死・過労自死に追い込む長時間労働の是正と規制、有給休暇の取得、育児や介護休暇の取得など家庭と仕事が両立できる労働環境を確立するための企業への指導を強めること。
16. 最低賃金時給を1500円に引き上げ、生活賃金を年収300万円以上とすること。あわせて中小企業への支援策をおこなうこと。
17. 東京都として、雇用問題の相談、調整、調査、研究などの人員と体制を強化すること。
18. 東京都として、公契約条例をつくり、受注した企業の労働者の生活できる賃金と労働条件を確保すること。また、東京都に働く労働者の官製ワーキングプアをなくすこと。

【区に対して】

1. 小規模企業振興基本法にもとづく条例を制定すること。そのために、業種ごとの幅広い事業組合の代表が参加できるような審議会をつくること。
2. 2021年4月から実施している『経営安定化特別融資制度』について、新年度も継続すること。
3. 区内全ての金融機関に対し、特別小口保険の100%融資保証をこれまで通り実施するよう徹底すること。
4. 区内の金融機関に、「貸しはがしを行わないこと、条件変更には速やかに応じること、融資申請は速やかに審査し融資をおこなうこと」を申し入れること。
5. 区の制度融資から「税金の完納要件」をはずすこと。
6. 区内業者の仕事おこしにつながる「住宅リフォーム資金助成事業」を復活させること。

7. 「商店リニューアル助成事業」の実施に向け、検討すること。
8. 公衆浴場に対する需要喚起策としての補助金を維持し、変わり湯への補助金を引き上げること。
9. 中小業者のリース代への助成を行うこと。また、設備費や家賃など、固定費への補助を実施すること。
11. ハイライフプラザの大型カラーコピー機設置を復活すること。

(1) 商業支援について

1. フランチャイズ契約による不公正な取引から加盟店を守るために、相談窓口を設置すること。
2. 国保加入の自営業者に対し、傷病・出産手当が支給できる助成制度を創設すること。
3. 商店街放送の設備の維持管理にかかる経費について助成事業を創設すること。
4. 大規模事業者と商店街、区民団体、自治体との間で「商店街振興相互協定」を結び、大規模店の地域商業の影響への軽減、商店街の振興などの役割を持たせること。
5. 商店街のポケット・パークや休息ベンチの設置、駐車場、自転車駐車場の確保や整備をおこなうこと。
6. 製造業と連携した地域ブランド製品の開発に取り組むこと。
7. プレミアム商品券の発行を継続し、支援を強化すること。
8. 「生鮮三品」の小売店支援を行うこと。
9. 「生鮮三品」商店のない商店街に、「とれたて村」などの施策と合わせて産直型の商店ができるように支援すること。
10. 商店街で購入した商品の宅配サービスを行っている商店街に財政的支援を実施すること。

11. 商店街の街路灯の LED 化、ソーラーシステム化への支援を行い、設置費用や電気代の 100%補助を行うこと。
12. 商店街への量販店やコンビニの進出には、商店街との事前協議を義務付けること。
13. 「朝市」について、財政支援を行うこと。
14. 防犯カメラの新設・維持・管理経費運営について、商店街と協議を進めて支援を拡充すること。
15. 「商店街活性化支援事業補助金」を増額すること。

(2) 工業支援について

1. 下請け単価の切り下げなど、下請け企業の実態を把握し、是正指導を行うこと。
2. 熟練技術者へ「板橋版マイスター」制度を創設・充実させること。
3. 中小零細業者の経営と生活に対して実態調査を行うこと。

(3) 農業支援について

1. 「都市型農業振興、農地保全推進事業費補助金」の増額をはかること。
2. 学校や保育園、福祉施設、病院などの給食で、地場農産物が利用できるようにし、輸送の支援をすること。
3. 「農の風景育成地区政策」(都制度)を活用し、農地を残すこと。
4. すべての農地を対象に保全の方針を定めること。
5. 野生動物による農作物への被害を防ぐための対策経費について、助成制度を創設すること。

(4) 雇用・労働、就労支援について

1. 区内企業が区民を正規採用するときの支援策をおこなうこと。
2. 区の公共施設で働く民間労働者など、公務労働を担う方が、プライバシーを守られつつ気軽に相談できる窓口をつくること。
3. 区のホームページに青年の雇用支援ページを作ること。
4. 建設労働者に対し、無料でアスベスト健診を行うこと。
5. 仕事がなく、無収入となっている労働者に対し、無利子貸付や生活保障を行うこと。
6. 東京都の「ポケット労働法」と「いたばし若者サポートステーション」の事業内容を、成人のつどい等で配布すること。
7. 成人の発達障害者に対し、職場・労働環境に適応できるよう、区として相談支援・企業での雇用促進支援を行うこと。

8. 安心して住み続けられるまちづくりを

【国・東京都への要望】

●住宅・施設・安心まちづくり関連について

1. 羽田空港の機能強化として、都心上空を飛行機が低空飛行する計画について、住宅地上空を飛ばない経路への変更を求めること。
2. 住宅セーフティーネット法にもとづく住宅改修及び家賃補助について低所得者のセーフティーネットになるよう改善すること。
3. マンションの耐震診断・改修に対する助成の実施を引き続き国に求めること。
4. エレベーターのないマンションにエレベーターを設置するための助成制度を創設すること。
5. 老朽化した分譲マンションの建て替えについて、国として金融、税制その他の支援策を打ち出すこと。
6. 特定整備路線補助第26号線について、国は認可の取り消しを、都は計画の撤回を行うこと。
7. 73号・82号の各特定整備路線建設は、住民合意を前提とすること。
8. 公団・公社住宅などへの近傍同種家賃制度をやめ、居住者の負担能力に合った家賃設定とするよう求めること。
9. 独立行政法人都市再生機構がすすめている賃貸住宅の大規模な削減計画をやめ、見直しは民営化ではなく、公共住宅としての役割を果たすよう、国と機構に要請すること。
10. 都に対し、都営住宅の新規建設を求めること。
11. 高齢者の多い都営住宅に、生活援助員を配置すること。
12. 都営住宅の建替え時に、居住者の負担を軽減するために、転居費用に対する支援の拡充、建替え時

期を早期に発表することを、引き続き都に求めること。

13. 都営住宅用地の活用を民間企業任せにする「再編整備計画」方針を抜本的に見直すこと。
14. 都営住宅建て替え時における「型別供給基準」を押しつけることをやめ、居住者の実態に合った住宅供給を求めること。
15. 都営住宅の自治会などによる管理対象項目を減らすこと。
16. 都営住宅の建て替えの際、併設している保育園や郵便局など公的施設を、引き続き、その地域で設置できるようにすること。
17. 転居を求められた高齢者に対する家賃補助や転居のための初期費用など、住み替え支援制度に対する都の支援を復活させること。
18. 民間賃貸住宅において、保証会社や管理会社の悪質な行為を法的に規制するために、国と連携して取り組むこと。
19. 都の住宅政策審議会に、民間・公共住宅団体の居住者の代表も参加できるようにすること。また、同審議会は民間賃貸住宅の借地借家人組合など、借主団体や公共住宅の自治会や居住者団体に対して借主側の意見を聞くためのヒヤリングを実施すること。
20. 最近建設されている都営住宅のドアが重くて（高齢者等社会的弱者が多く居住しており）ドアが開けられず、開けた際にケガをする住民が出ています。緊急に改善するよう求めること。
21. 新住宅セーフティーネット法にもとづく住宅改修、家賃補助の東京都としての上乗せ助成を行うこと。
22. 都市居住面積水準（単身＝40 m²、4人家族＝95 m²）を満たす公共住宅の建設を東京都に求めると。

23. 旧養育院「板橋キャンパス再編整備」計画の推進については、区民から要望が寄せられている元センター跡地への高齢者・障害者の施設の設置など、養育院の歴史を継承した福祉・医療と研究が充実・向上を基本に、地域の住民と合意・納得のいくすすめ方をするよう引き続き東京都に求めると。
24. 城北中央公園の拡張について、住民の意見をよく聞くこと。2020年度建築制限が緩和されたことを対象地域に周知すること。
25. エレベーター、スロープの設置など、板橋区内の都営住宅・供給公社住宅のバリアフリー化の促進を求めること。

●公共交通関連について

1. 国・都に対して、区内循環コミュニティバス整備のための助成を求めること。
2. 都営三田線、東京メトロ、東武東上線、ＪＲの区内各駅について、複数の通路にエレベーター、エスカレーター等を設置するよう国に働きかけること。
3. JR板橋駅・浮間舟渡駅及び東武東上線各駅にホームドアを早期に設置するよう働きかけること。
4. 都営三田線の車両を増やすこと。
5. 東武東上線の立体化については、住民合意のないまま進めないこと。また、地下化についても検討すること。また、全区間を立体化の対象として計画を再検討すること。
6. 視覚障害者が安心して移動できるように、主要幹線道路の横断歩道に音響式信号を設置すること。
7. 国道・都道については電柱等の移動、地下化を要請すること。
8. 国道・都道をだれもが安心して歩くことのできる、自転車及安全に走ることができる歩道と自転車道の整備を求めること。

9. 国道・都道の街路樹木等の剪定回数を増やすこと。
10. 国道・都道の交差点や横断歩道周辺の水たまりの点検と改修を早期に行うこと。
11. 歩道橋の老朽化対策を国と東京都に求めること。
12. 東武鉄道に対し、駐輪場整備の負担分担を引き続き求めること。
13. 都道の点字ブロックを滑りにくいものに張り替えること。

【区に対して】

I．住宅環境の改善

1. 住宅政策に貧困対策の視点を盛り込み、最低居住面積水準を満たした住宅を増やす方針とその目標を設定すること。
2. 『区営住宅再編整備基本方針』を見直し、公営住宅を抜本的に増やす方向へ転換すること。
3. 分譲マンション共用部分のバリアフリー化助成を行うこと。
4. 長期修繕計画の未作成のマンションに対する建物診断費用、長期修繕計画作成の助成制度の創設をすること。
5. 安全な飲料水を維持するために、受水槽の清掃等、法規制のない10トン以下の受水槽に対し、助成制度を導入し奨励をすること。
6. 「板橋区良質なマンションの管理の推進に関する条例」に基づく実態調査を受けて、管理組合立ち上げ支援事業など具体的な支援策を検討するための会議体をただちに立ち上げること。
7. 『管理組合新任役員向け基礎勉強会』講師を有償とし、テキストの共有化と水準を引き上げるため、内容を統一化するなど充実させること。
8. 『マンションの省エネガイドブック』を作成し配布すること。

9. 『分譲マンション管理アドバイザー派遣事業』制度の活用を促進すること。また、派遣されるマンション管理士に賠償責任保険への加入を義務付けること。
10. 高齢者、障害者、母子、若年ファミリー層、低所得者層への家賃補助制度を創設すること。
11. 独立行政法人都市再生機構の賃貸住宅において、収入減となっている居住者や入居を希望するファミリー世帯への家賃助成を行うこと。
12. 区民が耐震リフォーム工事で、区内業者に発注した場合の助成割合を引上げること。
13. 「住宅リフォーム制度」を復活させること。
14. 空き家住宅・団地の実態把握を行い、高齢者、障害者や母子世帯、低所得者の住まいの確保など、福祉と連携した活用を図ること。
15. 高齢者住宅「けやき苑」の廃止及び区営住宅への統合計画を撤回すること。
16. 中丸町けやき苑から区営小茂根1丁目住宅に移転する人の管理費(共益費)が引き上がらないようにすること。
17. 孤独死予防対策や認知症高齢者への支援、見守りの強化など、巡回管理人の配置と、高齢者の多い団地には生活援助員を配置すること。
18. 住宅を借りる際に「保証人」がいない高齢者、母子家庭などに区が保証人を引き受ける制度を創設すること。
19. 大規模建築物を建てる際に保育施設を入れる協議は行っているものの、設置されていない理由などを検証し、改善すること。
20. (仮称)区営仲宿住宅の新築計画は、高層化を見直し、住民の声を踏まえ、周辺環境への影響を軽減し、保育施設を含め地域の要求が反映された計画とすること。

Ⅱ．安全、暮らしにやさしいまちづくりを

1. 公園・公衆トイレの改修計画は、国の45%目標に合わせて前倒しで実施すること。
2. 子ども動物園高島平分園を改修すること。合わせて子ども用トイレを設置すること。
3. 子どもへの犯罪防止の観点から公園指導員を積極的に配置すること。
4. バス停に屋根とベンチを設置できるよう関係者と協議し、設置可能な場所には早期実現をはかっていただきたい。
5. 全ての当日利用枠のない自転車駐車場に一定の当日利用枠を設けること。
6. 駅から遠い場所や屋根がない自転車駐車場は新たな減免や無料化を検討すること。
7. 一括委託について、働いている人、利用者の声を区が直接聞き、実態を把握し、働く人の労働時間及び施設の改善を図ること。
8. 区道の歩道と自転車道の整備計画の推進を早めること。
9. 区内の各施設に設置されている「だれでもトイレ」に障害者が利用できるベッド（折りたたみ式）を設置すること。
10. 「福祉のまちづくり指針」に基づいて、区の施設を総点検し、改善計画を作ること。
11. 「福祉のまちづくり施設整備助成」について、基準の緩和、助成金の増額など使いやすい制度にし、区民への広報を積極的に行うこと。
12. 歩車道間の段差解消を調査し、引き続き計画的にすすめ高齢者、障害者に配慮した道路に改善をすすめること。
13. 現在運行されている、コミュニティバス「りんりん号」について、運行路線を増やすこと。
14. 浸透枳設置助成を拡充すること。

15. 子どもの池を減らさないこと。
16. スケートボードの練習場及びバスケットボールができる施設整備を行うこと。
17. 危険なブロック塀について、通学路以外も点検すること。また、神社など老朽化した石塀等も点検し、修繕のための補助制度を実施すること。

Ⅲ．住民参加・住民合意のまちづくりを

1. 大山西地区まちづくり計画において、都市計画道路補助第26号線の建設計画や東上線の立体化の見通しも見えないまま、クロスポイント周辺地区の再開発を優先しないこと。
2. クロスポイント周辺地区及びピッコロスクエア周辺地区の再開発において、現在の居住者の生活や事業者の生業の水準を保障すること。
3. ハッピーロード大山商店街のアーケードの強制撤去を行わないこと。また、大山東地区まちづくりについて、既設の『まちづくり協議会』含め、地域の方々との協議を行うこと。
4. 板橋区B用地（板橋1丁目）のJRとの共同開発について、現在すすめられている計画は、将来の財政負担を含め、住民の理解が得られるものではないため、再検討すること。
5. 上板橋駅南口駅前及び周辺地域の防災対策は、再開発を前提とせず独自に進めること。
6. ピッコロスクエアの公有地の活用について、検討過程から公開すること。同時に、住民合意のないまま進めないこと。
7. 旧高島第七小学校跡地活用の公共施設のあり方は、住民参加で検討すること。また、高島平区民館や高島平健康福祉センターなど公共施設の老朽化対策を、まちづくりを理由に後回しにしないこと。
8. 高島平ランドデザインについて、基本構想・基本計画の検討を住民参加と公開を前提に行うこと。
9. 中高層建築物紛争予防条例の実効性を高めるため、合意事項を書面で確認することについて条例改

正をすること。

10. 補助 73 号線の進捗状況について、地元住民への説明会を行うこと。
11. JR 板橋駅西口のまちづくりについて、協議内容や進捗状況の説明会を実施すること。また、地権者や居住者の方が相談できる窓口を設置し、周知すること。

9. 原発をなくし、自然エネルギー社会の実現へ

【国・東京都へ要望】

1. すべての原発からただちに撤退する政治決断をおこない、「即時原発ゼロ」の実現をはかること。
2. 原発再稼働方針を撤回し、すべての原発を廃炉のプロセスに入ること。
3. 青森県六ヶ所村の「再処理施設」を閉鎖し、プルトニウム循環方式から即時撤退すること。
4. 原発の輸出政策を中止し、輸出を禁止すること。
5. 大事故の科学的検証、廃炉と使用済み核燃料の処理などのための研究、技術開発と、強力な権限をもった規制機関を確立すること。
6. すべての原発被害に対する全面賠償、迅速で徹底した除染、被災者の生活支援、子どもをはじめすべての原発被災者のいのちと健康を守る医療制度、教育条件の整備、産業と雇用、地域経済の再生に全力で取り組むこと。
7. 「第 5 次エネルギー基本計画」を見直し、再生可能エネルギーの抜本的拡大を図ること。
8. 再生可能エネルギー（自然エネルギー）の最大限の普及と低エネルギー社会への取り組みを本格化させること。
9. 発送電の分離など、再生可能エネルギーの大規模な普及にふさわしい電力体制の改革に直ちに着手すること。

10. 再生可能エネルギーによる発電、エネルギーの地産地消に取り組む企業や自治体への支援を行うこと。
11. 個人住宅および中小零細企業への自然エネルギー、省エネ機器の普及への助成を拡大すること。
12. 都営住宅、UR住宅への自然エネルギーの導入を求めること。
13. 再生可能エネルギー固定価格買い取り制度を見直し、消費者への価格転嫁をやめること。

【区に対して】

(1) エネルギー対策について

1. 区内の事業者、住民、NPOなどを対象に、再生可能エネルギー固定価格買い取り制度についての説明会を開き、普及促進を図ること。その際、消費者に価格転嫁とならないようにすること。
2. 区内の産業界や町工場などの技術を、各種の再生可能エネルギーの試作機製造などにむすびつけられるようなプロジェクトを区として立ち上げること。
3. バイオマス発電について研究すること。
4. 公共施設には太陽光パネルと蓄電システムを導入すること。
5. すべての公園の街路灯や時計に、ソーラーシステムを導入すること。
6. 区内の未利用エネルギーの開発を促進すること。

(2) 放射線対策について

1. 放射線測定の水準を引き下げず、引き続きおこなうとともに、測定か所を増やすこと。
2. 原発事故に備えた資器材を十分確保すること。

3. 内部被ばくの危険性について、継続的な検査と健康をチェックする体制をつくること。
4. 放射能検査については今後も継続し、小中学校、保育園など児童福祉施設、区立福祉園、区立特養ホームにおいても、食材のサンプル検査を適時実施すること。
5. 小中学校、保育園など児童福祉施設、区立福祉園、区立特養ホームで放射線対策が行えるよう、空間線量計の貸し出しを引き続き行うこと。また、職員への情報提供や学習する機会を設けること。
6. 区内に流通する食品についての放射能サンプル検査を適時行うこと。

10. 地球温暖化防止、環境施策の推進を

【国・東京都への要望】

- 1 主要な温室効果ガスである二酸化炭素の排出量を、自然界が吸収可能なレベルに抑制することを目
標に、1990年比で2030年までに40%～50%削減、2050年までに80%削減を達成
できるように計画をもって取り組むこと。
- 2 二酸化炭素の最大の排出源である産業界の削減目標を明らかにし、実質的な削減を実現すること。
- 3 石炭火力発電所の新規建設を中止すること。
- 4 再生可能エネルギーの抜本的拡大を図ること。
- 5 大量の二酸化炭素を発生させる超高層ビル建設をすすめる「都市再生」計画をやめ、都市の成長をコ
ントロールして、自然と共生する持続可能な都市づくりに転換すること。
- 6 自動車交通を誘発・増大させる3環状道路や大型幹線道路計画を抜本的に見直すこと。
- 7 自動車依存型社会から脱却すること。
- 8 環境確保条例に自動車総量規制を盛り込むなど、実効性のある排気ガス規制を行うこと。
- 9 環8道路の相生町交差点をはじめ、板橋区内の幹線道路周辺各所に常設のPM2.5の測定をする
大気汚染測定室を設置すること
- 10 大和町交差点の周辺道路(中仙道・環七通り)の歩道部分に中木程度の緑化を進めること。また、環
8道路周辺の緑化をすすめること。また、大和陸橋のファンに脱硫装置を設置すること。
- 11 アスベスト被害者全員を救済すること。アスベストを製造、販売、使用、廃棄した企業の追跡調査
を行うとともに、被害者救済、追跡調査など業界・企業の責任を果たさせ、保障制度のない自営業
者などへの補償制度を国としてつくること

- 12 東京都として、アスベスト被害者の健康調査の助成制度をつくること。
- 13 ゴミ発生抑制のため、拡大生産者責任を、製造、使用、販売、廃棄にいたるまで明確にした法改正を国に対して求めること。
- 14 容器包装の拡大生産者の責任を強化すること。
- 15 区市町村のごみのリサイクル、再資源化の取り組みがすすむよう、支援、助成を拡大すること。
- 16 土壌汚染対策として、工場等の廃止や土地の改変時における調査は、第三者機関が行い、全面的に公開するよう求めること。また土壌改善のための中小企業への支援を行うこと。
- 17 低周波公害について基準を作り、被害者への支援を行うこと。
- 18 化学物質による環境汚染がひきおこすとされているアトピーや化学物質過敏症、ダイオキシンをはじめとする環境ホルモンの悪影響、シックスクールやシックハウスなどへの健康被害の調査と安全対策を強化すること
- 19 都道の街路樹を増やし、管理すること。

【区に対して】

1. 家庭ごみの有料化は行わないこと。
2. サーマルリサイクルを中止すること。
3. 廃プラスチック類のさらなる分別・リサイクルをすすめること。
4. 区内における様々な解体工事に伴うアスベストの被害が広がらないように、区の指導が強化できる

よう条例を策定すること。また、第 3 者を入れてアスベストの対応が適切に行われているかどうか確認できるよう、業者への指導を強めること。

5. 区が主催する会議において、ペットボトル飲料の提供をやめること。
6. 生ゴミリサイクルの出口確保のため、より完成度の高い「堆肥」の商品化、小・中学校、区民農園、区内の農家、公園や公共施設などでのいっそうの積極的活用を図ること。
7. 廃油の収集とリサイクルを研究し、福祉作業所等の利用者の仕事づくり等と結んで、廃油再利用をすすめること。
8. 家電リサイクルを促進するため、低所得世帯に対し、排出時の経済的負担を軽減する事業を実施すること。
9. ダイオキシン類対策、土壌汚染など環境汚染に対する「環境オンブズマン制度」を創設すること。
10. 効果の薄い「エコショップ制度」を止め、ISO14001に準じる公的環境認証制度を創設すること。
11. 幹線道路沿い50m 以内にある小・中学校、保育園、幼稚園に通う子どもたちの健康被害を調査すること。また結果を環境対策に生かすこと。
12. 個人住宅・民間零細業者に対し、アスベスト含有調査のための助成額を上限 5 万円から引き上げること。また、除去に対する助成制度をつくること。
13. 保存樹木の管理費助成の増額など、支援を強めること。
14. 区民農園について、2 年継続利用できるようにすること。
15. 緑の活用に重点を置いてきたグリーンプラン 2025 を抜本的に見直し、増やすための具体策を持つこと。

16. 騒音測定器を借りやすくすること。また、臭気測定ができる機器を購入し貸出しを行うこと。
17. 野生動物に対し、餌になるものを外に置かないこと、目撃情報・被害があった場合の情報提供や対策について周知すること。

1 1. 文化・スポーツ施策の充実を

【国・東京都への要望】

1. 文化芸術振興基本法を生かし、表現の自由や行政の不介入などの原則を守り、芸術・文化活動への公的支援を充実させること
2. 文化活動への税制支援を具体化すること。
3. 労災が適用されないなど、専門家がおかれている、遅れた社会保障の現状をただちに解決すること
4. 劇場を支援する仕組みを実現すること。トップレベルへの重点支援だけ増やすのではなく、芸術文化活動全体の充実をはかること。
5. 映画団体が提唱している日本映画振興基金などの実現を図り、日本映画への支援をすすめること。
6. 国連の「子どもの権利条約」第31条にある、子どもの文化的権利を実現していくことや、学校での芸術教育や、子どもたちが芸術に親しめるよう環境を整備すること。スポーツをギャンブルにゆがめる「サッカーくじ」は廃止し、公正・透明な補助制度の確立をはかること
7. 国民本位のスポーツ振興を着実にすすめるよう「スポーツ基本法」に基づき、スポーツ予算を増やすこと
8. 史跡、文化財、文化遺産の監理、保護、文化財や歴史・自然環境を保存する予算を大幅に増やすこと。

【区に対して】

○芸術・文化活動について

1. 文化会館は、区民利用に重点を置くこと。

2. 文化会館について、利用者懇談会を開催すること。また、音響設備を充実させること。
3. 2013 年度、区の補助金削減により区内の文化団体へもたらされた影響を鑑み、助成金額を元に戻すこと。
4. 文化会館の利用料について、区内団体の割引制度を作ること。
5. 和太鼓や音楽の練習ができる場所を増やすこと。
6. 集会所、会議室、体育館等の利用料を引き下げること
7. 集会所、会議室でビデオやDVDが視聴できるよう機材を設置すること。
8. 全集会所の施設改善計画を策定し、冷蔵庫・冷水器・洋式トイレ・ウォシュレットを設置すること。
また、畳や机・イスの入れ替えを行うこと。
9. 文化会館の駐車場から出入り口の喫煙所を廃止すること。
10. 区の音楽練習室について、利用者の意見を聞いて改善すること。

○スポーツについて

1. 青少年が自主的なスポーツ活動を行える青少年センター、スポーツ施設を新設すること。
2. 老朽化しているスポーツ・レクリエーション施設や学校施設においても、障害者が安全に、いつでもスポーツが楽しめるよう、すべての施設でユニバーサル化を進め、バリアフリーになっていない箇所を改善すること。
3. 指定管理者制度を導入した施設は、業者と区と利用者による協議会を設置して、施設の利用方法や運営について利用者の意見が十分反映できるようにすること。
4. 荒川河川敷の駐車場は無料に戻すこと。大会等で利用する場合は、せめて1回500円を1日500円

に改めること。

5. スポーツ施設の利用料を引き下げるとともに、22歳以下の青年・学生への割引制度の導入、現行65歳からの割引制度を55歳以上に拡充するとともに、高齢者団体への減免制度を創設すること。
6. プール使用について、半面ずつを貸切と一般開放とで併用するなど改善すること。また、貸切利用の場合でも安全のため監視員をつけること。
7. 新設された小豆沢公園のバスケットコートをボールの音が吸音できるような材質に変えること。

○共通して

1. 区内の、文化、スポーツ、教育などの自主的な団体の育成と援助を行い、必要な助成制度を作ること。
2. スポーツ、文化、教育施設の利用料の引き下げと、55才以上と22歳以下の青年・学生への割引制度を新設すること。
3. グリーンカレッジの駐車場について、他の公共施設と同様に利用者に対し40分無料にすること。
4. グリーンホール利用者のための駐輪場を拡大し、合わせてバイクの駐輪場も設置すること。
5. 区施設利用者が使用できるよう、保育専用室を設置すること。

12．憲法第9条と平和都市宣言を活かす区政に

【国・東京都への要望】

- 1．日本国憲法の改定は行わないこと。
- 2．核兵器禁止条約に批准すること。
- 3．特定秘密保護法及びいわゆる共謀罪法を廃止すること。
- 4．安全保障関連法制は廃止し、集団的自衛権行使容認の閣議決定は撤回すること。また、非核三原則を堅持し、法制化すること。
- 5．防衛整備移転三原則の閣議決定を撤回し、武器輸出はやめること。
- 6．不要なイージス・アショアの配備をやめること。また、イージス艦への転用もやめること。
- 7．沖縄への米軍基地の押し付けをやめるとともに、横田基地をはじめとした各地の在日米軍基地の返還を米国に求めること。
- 8．辺野古新基地建設をやめること。
- 9．「動的防衛力の強化」などの軍拡につながる計画をやめること。
- 10．防衛省・自衛隊による憲法違反の情報収集や国民監視活動を中止すること。
- 11．レンジャー行進など、自衛隊による市街地・住宅街での訓練はおこなわないこと。
- 12．横須賀を原子力空母の母港にすることをやめるとともに、東京湾内に核燃料を持ち込ませないこと。
- 13．空母艦載機などによる NLP（夜間離発着訓練）など、住民に多大な騒音被害をもたらし、事故の危険にさらす米軍機の訓練を中止させること。
- 14．オスプレイの飛行情報の公開を求め、オスプレイの横田基地配備を撤回すること。
- 15．米兵犯罪を抑止するとともに、国内での米兵犯罪・事故は例外なく日本の司法権の対象とするため、

日米地位協定を改定すること。

16．旧日本軍の「従軍慰安婦」に対する謝罪と補償をおこなうこと。

17．治安維持法の犠牲者とその遺族に対して謝罪と補償をおこなうこと。

18．空襲被害者をはじめ、すべての戦争犠牲者に対して補償をおこなうこと。

【区に対して】

1．平和首長会議や「非核平和都市宣言」自治体の活動に積極的に参加すること。また区長として被爆者署名に署名すること。

2．引き続き、区長も広島・長崎の平和式典に参加すること。

3．戦争体験の継承事業を様々な方法で行うこと。

4．「平和の旅」を区内高校生や一般区民にも拡大すると同時に、沖縄も行き先として拡大すること。

5．第5福竜丸保存館を社会見学先に取り入れるなど、子どもたちの平和学習の取り組みを強化すること。

6．「板橋キャンパス再編整備計画」で一体整備される大山公園に、旧養育院での戦争犠牲者の慰霊碑を建立すること。

7．加賀史跡公園は平和のための史跡展示とし、それにふさわしい名称を検討すること。

13．地域要望

- 1． 西前野公園、常盤台北口公園、見次公園、志村第三公園のトイレを改善すること。
- 2． 常盤台公園にあるトイレに「だれでもトイレ」を作ること。
- 3． 中央図書館跡地の活用に、地域の声を反映させること。
- 4． 前野ホールは存続すること。
- 5． 前野町三丁目集会所に替わる集会所を早急に用意すること。
- 6． 北前野小学校向いの空き地に、特別養護老人ホームを建設すること。
- 7． 常盤台駅に区立の自転車駐車を増設すること。
- 8． 見次公園のトイレを改修すること。
- 9． 前野町1丁目けやき公園のトイレを改修すること。
- 10． 環状7号線・武蔵野病院前交差点を歩車分離信号にしてください。
- 11． 放射36号線(要町通り)の延伸について、騒音や排ガス対策、緑化など、周辺の環境に十分に配慮すること。また、地元小茂根に暮らす住民の生活が分断されないよう、歩行者横断帯を確保すること。
- 12． 桜川いこいの家のトイレを男女別にすること。また、洋室以外も貸し出すこと。
- 13． 桜川、東新町、東山町、小茂根、大谷口、向原のいわゆる区南部地域は交通不便地域となっているので、公共交通サービスによって早急に解消すること。
- 14． 都立城北公園の拡張計画の事業化について、今後新たな事業化区域を設定しないこと。
- 15． 区立上板橋第二中学校の跡地等の利用について既存の建物をこわさないで有効活用すること。活用については地域住民の意見を集約し、声を反映すること。

- 16．さくらテラスがコロナの感染拡大以降利用できなくなっています。利用できる居場所を設置すること。
- 17．コーシャハイム向原はビル風が強く問題になっています。防風壁など、風よけを設置すること。
- 18．小茂根 1 丁目集会所の男女共有トイレの改修及び道路から同施設入り口に至る階段への手すりを設置すること。
- 19．小茂根 2 丁目公園内及び周辺に街灯を増やすこと。
- 20．小茂根 2-11-4 の交差点にカーブミラーやガードをつけるなどの安全対策を講じること。
- 21．小茂根 4-2-4 の周辺は通学路ですが、標識等がなく登下校の時間帯が危険な状態です。通学路であることがわかるように標識等の設置を行うこと。
- 22．区画 5 号道路の見通しが悪く、カーブミラーがあっても歩行者の飛び出し等の危険を察知することが難しくなっています。大谷口 64 にある電柱の位置を映して改善を図ること。
- 23．大谷口地域に新たな集会所を設置すること。
- 24．大谷口上町公園の井戸が災害時使用できるよう手押し型ポンプを設置すること。
- 25．大谷口 2 丁目のスーパーよしや大谷口店の店舗前の歩道が歩きにくい。約 2m の歩道の中央のガードレールを取り、段差をなくしてフラットにするよう道路整備を行うこと。
- 26．東山公園内集会所を廃止しないこと。
- 27．上板橋駅の南口側にエスカレーターを設置すること。
- 28．都道 201 号・高島平 1 丁目 4 番（西台中）と 5 番の一方通行出口にカーブミラーを設置すること。
- 29．旧高島第七小跡地利用について、地域の人が使えるスペースを大幅に拡大すること。
- 30．旧高七小学校の柵をきれいにすること。

- 31．高島通りの点字ブロックを滑りにくいものに張り替えること。
- 32．若木２・３丁目地域の洪水対策をすすめること。
- 33．若木通りの電柱を地下に埋設し、車いすでも通行できるよう歩道を整備すること。
- 34．補助２３８号線ときわ通りと西台中央通りの交差点に信号機を設置すること。
- 35．環八本線に接続する補助２４９号線区道の擁壁の緑を枯らすことなく、維持管理すること。
- 36．浮間舟渡駅前のスポーツ公園を災害時の一時避難場所や町会のイベント、お祭りなどの広場として地域に開放すること。
- 37．舟渡地域センターにエレベーターを設置すること。
- 38．東武練馬駅臨時改札口前の区営駐輪場を拡充し、東武練馬タウンブリッジ周辺にエレベーターを設置すること。
- 39．東武練馬駅臨時改札口の改札時間の延長を東武鉄道に求めること。
- 40．東武練馬駅北口横の徳丸スクエアについて、車道との段差が高く、通行人が度々転倒しています。管理事業者に対し、段差の解消や危険を知らせる案内板等の設置を求めること。
- 41．高島平二丁目町会内に郵便ポストを設置するよう要望すること。
- 42．区立けやき広場内の公衆トイレを改修すること。
- 43．都営三田線高島平駅東口団地側にエスカレーターを設置すること。また西口改札に、終日、駅職員を配置するよう要望すること。
- 44．徳丸二丁目区営住宅にエレベーターを設置することについて、団地居住者の合意形成が図れるよう働きかけること。また、共益費の負担を軽減すること。
- 45．徳丸に区立図書館を新設すること。当面、地域センターなどで本の受け取りや返却ができるように

すること。

46．徳丸不動通りに、路上パーキングを設置するよう関係機関に働きかけること。

47．徳丸橋から高島一中までの両側の歩道を広くしてください。

48．西台駅の東口にもエレベーターを設置すること。また、西口にも常時、職員を配置するよう求めること。

49．西台駅前交番前の都道の水はけの改善を求めること。

50．西徳第二公園の東側にある階段に手すりを設置すること。

51．新高島平駅の高島平7丁目に出る口にもスロープを設置すること。

52．新高島平駅にタクシー乗り場を設置すること。

53．新高島平駅南自転車駐車場において、夜間も駐輪番号が見えるよう足元にライトを設置するなど対策をはかること。

54．西高島平駅前の国道にかかる陸橋にエレベーターを設置すること。

55．都営西台アパートと地上を結ぶエレベーターの二基目を設置すること。また、地上床や柵などの修繕と、各戸の玄関ドアのペンキを塗り替えること。

56．都営新河岸2丁目アパートの建て替えにおいて、郵便局が地域に戻ってこられるようにすること。

また、今後建て替えとなる棟の保育園や店舗についても、再入居可能とすること。

57．成増三丁目集会所洋室に食材保存のための冷蔵庫を設置すること。

58．三園2丁目に公園を作り、緑を増やすこと。

59．三園2丁目に集会所を設置すること。

60．旧三園中継跡地の瓦礫を撤去すること。

- 61．赤塚・成増地域に公立保育所を新設すること。
- 62．成増団地建て替えに伴い発生する余剰地に都営住宅や高齢者福祉施設を作ること。
- 63．赤塚庁舎前のバス停に屋根を付けること。
- 64．東京メトロ地下鉄赤塚駅に駐輪場を整備すること。
- 65．成増駅北口の西友の施設内に、駐輪場を増設するよう、西友に要請すること。
- 66．東上線成増駅と下赤塚駅周辺の駐輪場を増設すること。
- 67．下赤塚、成増駅の開かずの踏切対策を行うこと。
- 68．富士見地区に高齢者の介護施設を新設すること。
- 69．中山道くんだり方面「大和町」バス停は、富士見病院・大和病院に通う患者が多く利用します。雨よけのための屋根を設置すること。
- 70．中板橋駅の北口側へエレベーターを設置し、北口改札口を出たスペースの拡大とスロープを含むバリアフリー化を図ること。
- 71．中板橋駅の南口側を、駐輪場の地下化とともに半ロータリー化を図り、タクシーが常駐できるような駅前広場を整備すること。
- 72．中板橋駅南口駐輪場の駐輪場利用券の券売機から駐輪場の係の人が常駐する小屋へ屋根をつけて、利用者が濡れずに券売機等を利用できるように改善すること。
- 73．中板橋駅南口の駐輪場にある街路灯を取り換えること。
- 74．幹線道路に阻まれている都営三田線の板橋本町駅のA3ゆめパーク側へもエレベーターを設置すること。
- 75．ときわ台駅の開かずの踏み切り対策を強力に進めること。

76．中根橋の橋の改修工事について、当初の設計図のように、住民が憩えるスペースを入れた改修計画を再度検討すること。

77．石神井川周辺で発生している虫対策を引き続き実施すること。

78．石神井川沿いの桜の樹の老朽度を再度点検し、危険な老木については緊急に植え替えること。

79．氷川町、栄町、の石神井川沿いのブロック舗装について、改修工事が残っている部分のカラーロード化を早く進めること。

80．板橋消防団の第 3 分団詰め所は板橋キャンパスの防災広場に予定されているため、東京都の防災倉庫等の設置と合わせて、分団の詰め所と防災倉庫を設置できるようにすること。

81．氷川図書館の女性トイレのひび割れ、悪臭の改善を図ること。

82．富士見団地の建て替えで生じる余剰地について、地域住民から要望が出されている介護関係の施設・事業所や買い物ができるスーパー等の設置ができるよう、東京都に働きかけること。

83．富士見町 20 番地の都営住宅近くの横断歩道が遠くて大変です。板橋第 8 小学校と富士見団地をつなぐ歩道橋にエレベーター・スロープを設置すること。

84．富士見団地の各戸のドアが重い為、出入りの際に事故等が生じているので改善をはかってください。

85．区立氷川児童遊園から環状七号線に出るところにカーブミラーを設置すること。

86．山中集会所・栄町集会所は廃止しないこと。

87．南常盤台 2 丁目区営アパートについて、早急にエレベーターを設置すること。

88．幸町集会所は廃止しないこと。

89．幸町集会所の夜間・休日利用時に管理人を常駐させること、また、安全対策として内側から施錠できるように改善すること。

90．大谷口北町集会所のマイクの状態が良くないので、修理あるいはワイヤレスマイク等新しいものへ変えること。また、椅子及び洋式トイレを増やし、洋室にスクリーンを設置すること。

91.大山交通公園改修について

- ① 交通公園としての機能を残すこと。
- ② 現在の管理棟にエレベーターを設置し、地域住民が利用できるよう集会所を残すこと。建て替える場合は②の要望を取り入れて施設をつくること。
- ③ 改修時期を周知するとともに、改修工事までの間、集会所にエレベーター設置を緊急に実施すること。
- ④ できうる限り樹木を残すか、植樹をして緑豊かな公園とすること。
- ⑤ 旧大山小跡地暫定開放となっているスペースの活用方法を、広く住民の意見を聞くなど、意見交換会を行うこと。
- ⑥ ボール遊びができるスペースをつくること。

92．幸町のスーパーイイダ前の出水対策を強化すること。

93．大山駅東口改札口を終電まで開けること。

94．大山駅近辺の当日利用自転車駐車をさらに増やすこと。

95．大山地域に図書館を作ること。

96．中丸町、南町地域に図書館を設置すること。当面の間、熊野地域センターや中丸いこいの家、スーパーやコンビニなどで予約・貸出・返却ができるようにすること。

97．板橋第5小学校の周辺に散歩中の人が一休みできる「街のシルバーシート」などを設置すること。

98．金井窪の出水対策を強化すること。

- 99．熊野町 35 - 7 番 ~ 34 - 17 番に至る道路は大雨時に、山手通り・川越街道の両方向から水が流れ込みます。特に、35 - 3 番の四つ角が高くなっているため、この一帯の道路が冠水します。大雨時は通行止めにすること。
- 100．中丸児童遊園の蚊の対策を行うこと。
- 101．中丸なかよし児童遊園でのごみやたばこのポイ捨てや夜間の騒音対策を行うこと。
- 102．旧みなみ児童館を地域に開放すること。
- 103．熊野公園トイレについて
- ①トイレの清掃は清潔を保つため、毎日行うこと。
 - ②内部の壁を塗装すること。
 - ③誰でもトイレの入り口ドアが壊れ、自動開閉しないため、修理すること。
- 104．熊野地域センターの 3 階ホールに卓球台を設置すること。
- 105．首都高速 5 号線の拡幅工事に伴う振動対策を強化すること。
- 106．高速道路高松ランプ周辺の騒音・振動対策を強化すること。
- 107．中丸いこいの家を存続すること。
- 108．中丸いこいの家の夜間・休日利用時に管理人を常駐させてください
- 109．板橋 1、2 丁目に認可保育園を増設してください。
- 110．板橋 1、2 丁目にふれあい館や高齢者介護支援センターを新設すること。
- 111．板橋 1、2 丁目に音楽演奏や発表会ができる小・中型ホールを新設すること。
- 112．「南板橋公園集会所」廃止に代わる集会所を新設すること。
- 113．「下板橋駅前集会所」にエレベーターを設置すること。

114. 「ハイレイフプラザいたばし」について

- ① 10名程度の少人数利用もできる施設にすること。
- ② 他施設に比べて利用料金が高いので値下げをしてください。

115. 板橋地域センターの公衆電話が撤去されて不自由です。改めて設置すること。

116. 板橋地域センターの地下会議室利用時に簡易調理ができるよう認めること。

117. バーリントン公園の公衆便所西側外壁面の鉄打跡が点々と灰色となっているため、ペンキ塗装等で改善すること。

118. 板橋駅前公衆便所（女性用）は2室ですが、2室とも和式のため1室は洋式に改善すること。

119. 東板橋図書館について

- ① 蔵書数を増やすこと。
- ② 文庫本など買い換え可能なものは更新すること。（黄変、水よれ、書き込みなど多数）

120. JR 板橋駅再開発ビルの区利用床に、地域住民が低額で利用できる集会室を確保すること。

121. JR 板橋駅及び西口再開発にあたり、周辺道路の舗装を改修すること。

122. 都営三田線新板橋駅トイレを、地上階または改札階に設置すること。

123. 公衆電話は撤去せず、存続すること。

124. 板橋1、2丁目に高齢者住宅をつくること。

125. 板橋1、2丁目の鉄道駅前、大型公共施設前に郵便ポストを設置すること。また、郵便ポストを移設するときは、新設ポストを設置してから、従前のポストを廃止すること。

126. 板橋区役所から東板橋体育館に至る王子新道は、かまぼこ型で道路側面の自転車通行が困難です。歩道も凸凹が多く利用しづらいため、早急に安全な舗装に改善すること。

- 127．都営地下鉄「板橋本町駅」A2 口へエレベーターとエスカレーターを設置すること。
- 128．都営地下鉄「新板橋駅」の板橋 4 丁目側出入口を、階段の下（4 丁目 1 番地の住宅側から、階段を上らずに駅に入れるように）に設置するよう、東京都に要請すること。
- 129．板橋 4 丁目スカイプラザ(スーパーライフ)から金沢橋への道路について、電柱があることで歩道が狭くなり歩行者も自転車に乗っている人も困っている。無電柱化するよう関係機関に要請すること。
- 130．北園高校西側のガードレールの移設や電柱を移動するなどし、歩行者と自転車が安全に通行できるようにすること。
- 131．加賀二丁目公園の草刈りを適切な時期に実施すること。また、ガーデン通路の植栽を低くし、見通しを良くすること。合わせてベンチを増設すること。
- 132．加賀地域の石神井川周辺で発生するユスリ蚊の対策を強化すること。
- 133．東京家政大学と加賀の間の歩道に植え込みを作など、緑を増やすこと。
- 134．加賀 1 丁目の避難所について、金沢小ではなく、東京家政大学を指定避難所として使用できるよう協議すること。
- 135．蓮沼、小豆沢地域で、銭湯利用が不便になっている人たちへの手立てを講じること。
- 136．本蓮沼公園内集会所のトイレを男女別にし、個室を洋式にすること。
- 137．旧中山道の清水町 46 番と 73 番、あるいは 47 番と 72 番をつなぐ交差点の歩行者信号は、青の時間が短か過ぎて高齢者などが渡り切れません。青の時間を延長するよう要請すること。
- 138．清水町集会所を存続すること。
- 139．清水町地域に児童遊園を作ること。（保育園がたくさんできています）
- 140．仲宿商店街に出店している大規模店舗には、必要な自転車駐車スペースを確保させること。

- 141．小豆沢通り、「志村四小前」信号と「赤羽北三」信号の間の交差点（路地）、小豆沢2丁目33・36番、小豆沢4丁目1・2番の交差点にゼブラゾーンをつけること。横断する人が多く危険です。
- 142．志村坂上駅に自転車駐車を新設すること。
- 143．板橋3丁目、本町、蓮沼町などにある井戸を、防災井戸にするよう働きかけていただきたい。また停電のときでも手動に切り替えられるよう助成をすること。
- 144．蓮沼公園（蓮沼町59番）のトイレを洋式にすること。
- 145．蓮沼公園周辺に集会所を設置すること。
- 146．蓮沼、小豆沢地域に増えている空き家や空き室を区で借り上げて、低家賃の住宅として貸し出すこと。
- 147．東原公園（小豆沢1丁目）のベンチを修繕し、塗装も行うこと。
- 148．小豆沢2丁目29番、30番、26番、24番が接する交差点にカーブミラーをつけるか、飛び出し危険などの注意喚起の表示を設置すること。一步通行の車両と29番30番側から飛び出す自転車の接触事故が頻発しています。
- 149．志村坂上地域センター付近に郵便ポストを設置すること。
- 150．小豆沢公園（小豆沢4丁目）のバス停前の階段入口に進入防止柵をつけること。スケートボードに利用されていて危険です。スケートボードができる場所を別に確保すること。
- 151．小豆沢3丁目（10番18号）及び小豆沢2丁目（11番19号）の2つの都営アパートが解体されています。跡地を公営住宅や福祉施設、公園など公的に活用すること。
- 152．仲宿商店街について、自転車は降りて通行するよう案内すること。

バス停の新設、運行の改善について

(1) バス路線の延長・新設について

1. ときわ台駅から板橋区役所経由の路線を新設すること。
2. 西武バスの（光31）（練高01）（練高02）について、「成増駅南口」と「朝日町都営住宅前」の間に、新たなバス停を新設すること。
3. 舟渡斎場前（舟渡4-14-6）に停車する路線を新設すること。
4. 練馬車庫発の石03（成増駅南口経由石神井公園駅ゆき）のバスを、光が丘公園東側から日大光が丘病院と都営地下鉄光が丘駅経由にすること。
5. 稲荷台、加賀地域から、板橋区役所、東京都健康長寿医療センターへの路線を新設すること。
6. 山手通りの熊野町のバス停廃止に伴う不便を解消すること。
7. 高島平中央総合病院（高島平1-69-8）を経由する路線を新設すること。
8. 新河岸3丁目と駅をつなぐバス路線を新設すること。
9. コミュニティバスりんりん号を新河岸3丁目へ延伸すること。
10. 高島平地区から成増駅に向かう路線を延長し、「成増駅北口」から高台通りを右折し、川越街道を左折、赤塚新町3丁目交差点を光が丘公園方向に右折、赤塚新町小学校前を経由して日大光が丘病院、大江戸線光が丘駅に至る線（往復）のバス路線を新設すること。
11. 高島平地区から成増駅に向う線路の「六道の辻」から直進し、川越街道を左折、赤塚新町3丁目交差点を光が丘公園方向に右折、赤塚新町小学校前を経由して日大光が丘病院、大江戸線光が丘駅に至る路線（往復）のバス路線を新設すること。

(2) バス運行時間の延長について

1. 池袋駅東口発の池 5 5 (小茂根 5 丁目ゆき)、光 0 2 (光が丘駅ゆき)、練 9 3 (練馬車庫) のバスを夜 10 時台まで運行すること。
2. 板橋駅最終バスの発車時刻は土・日 21 : 00、平日でも 21 : 07、王子駅最終便に比べ、30 分早く終了するため、運行時間の延長を図ること。

(3) バス停等の改善について

1. 王 2 2 (王子 ~ 板橋駅 ~ 王子) の路線で「行き先表示」「バス停表示」を改善すること。
2. 区内のすべてのバス停について、屋根 (雨よけ)、風よけ、ベンチを設置すること。なかでも、住民の要望が強い次のバス停については、狭小地、地下埋設物などに対する特別の工夫もし、早急に改善すること。
 - ①環状 7 号線 = 姥が橋、稻荷台、大和町、富士見都営住宅、中板橋駅入口、南常盤台、東山町
 - ②「板橋 1 丁目」バス停に屋根の設置を。
 - ③運行時間が不定なことが多いので、「現在運行場所、到着見込時間」表示の簡易電光掲示を。
 - ④板橋駅に予定バスが到着して、運転手が交替や身づくろいが終わっても、乗車案内は発車直前 (1 ~ 2 分前) とする場合が多い。雨や寒風の日などは特段の配慮を求めること。
 - ⑤川越街道 = 大谷口上町、下頭橋、常盤台入口、東新町一、上板橋一、桜川
 - ⑥中仙道・山手通り = 仲宿、上宿、大和町、清水町、蓮沼町、東坂下二
 - ⑦王 2 2 路線 = 板橋四、板橋三、加賀一、十条住宅、板橋給水場、区境
 - ⑧熊野町循環路線 (池 02) = 南町庚申通り、中丸町、熊野町、中丸町坂下、南町住宅

- ⑨要町循環路線（池 03）＝南町住宅
- ⑩池袋→光が丘路線（光 02）＝中丸町坂上
- ⑪大山經由池袋行路線（赤 51 など）＝中丸町坂上
- ⑫高島平、池袋路線（池 21 など）＝中丸町、南町庚申通り
- ⑬国際興業バス路線＝板橋 1 丁目停留所（巣鴨信金前）
- ⑭赤 5 1 ・ 5 7 路線＝仲町出張所前、栄町、板橋第三（中）
- ⑮池 2 0、赤 5 6 路線＝高島平九
- ⑯赤 0 2 路線＝大東文化大学、四葉町
- ⑰東練 0 1 路線＝高島六の橋、高島第一（中）、新河岸都営住宅入口、グランド前
- ⑱高 0 1 路線＝西高島平駅、高島第三（小）裏、高島平四、高島高校、赤塚公園、高島平警察署、
- ⑲浮船 0 2 路線＝西台（中）、蓮根二、西台駅、地下鉄検車場、舟渡（小）

以上